

平成25年第1回飛騨市議会定例会議事日程

平成25年3月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第6号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第7号	飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第8号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第5	議案第9号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第6	議案第10号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第7	議案第11号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第8	議案第12号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
第9	議案第13号	飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について
第10	議案第14号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第11	議案第15号	飛騨市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例について
第12	議案第16号	指定管理者の指定について(飛騨市釜崎屋内ゲートボール場)
第13	議案第17号	飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例について
第14	議案第18号	飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第15	議案第19号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
第16	議案第20号	指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター)
第17	議案第21号	指定管理者の指定について(飛騨市友雪館)
第18	議案第22号	財産の無償譲渡について(飛騨市流葉ふれ愛センター)
第19	議案第23号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
第20	議案第24号	飛騨市企業振興条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第25号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第22	議案第26号	飛騨市商工業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
第23	議案第27号	指定管理者の指定について(地域交流センター船津座)
第24	議案第28号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第25	議案第29号	平畦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第26	議案第30号	稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第27	議案第31号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第28	議案第32号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第29	議案第33号	漆山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第30	議案第34号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第31	議案第35号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第32	議案第36号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
第33	議案第37号	飛騨市農業支援協議会条例について
第34	議案第38号	飛騨市新規就農者支援基金条例の一部を改正する条例について
第35	議案第39号	飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例について
第36	議案第40号	飛騨市地鶏育成施設条例を廃止する条例について
第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン)
第38	議案第42号	指定管理者の指定について(飛騨市林業総合センター)
第39	議案第43号	指定管理者の指定について(万波牧場)
第40	議案第44号	財産の無償譲渡について(古川町笹ヶ洞廻り洞地内分収造林地)
第41	議案第45号	財産の無償貸付けについて(飛騨市地鶏育成施設)

日程番号	議案番号	事 件 名
第42	議案第46号	財産の無償貸付けについて(飛騨市高品質堆肥製造施設)
第43	議案第47号	飛騨市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
第44	議案第48号	指定管理者の指定について(三之町まちづくりセンター)
第45	議案第49号	平成24年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
第46	議案第50号	平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
第47	議案第51号	平成24年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
第48	議案第52号	平成24年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第49	議案第53号	平成24年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第50	議案第54号	平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第51	議案第55号	平成24年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第52	議案第56号	平成24年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
第53	議案第57号	平成24年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
第54	議案第58号	平成24年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第3号)
第55	議案第59号	平成24年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第56	議案第60号	平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
第57	議案第61号	平成25年度飛騨市一般会計予算
第58	議案第62号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第59	議案第63号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第60	議案第64号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計予算
第61	議案第65号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
第62	議案第66号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第63	議案第67号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第64	議案第68号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第65	議案第69号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第66	議案第70号	平成25年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第67	議案第71号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第68	議案第72号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計予算
第69	議案第73号	平成25年度飛騨市給食費特別会計予算
第70	議案第74号	平成25年度飛騨市水道事業会計予算
第71	議案第75号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第72		一般質問
第73	議案第76号	新市まちづくり計画の変更について
第74	議案第77号	飛騨市新型インフルエンザ等対策本部条例について
第75	議案第78号	平成24年度飛騨市一般会計補正予算(補正第6号)

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第6号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第7号	飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第8号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第9号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第10号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第11号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第12号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第13号	飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第14号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第11	議案第15号	飛騨市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第16号	指定管理者の指定について(飛騨市釜崎屋内ゲートボール場)
日程第13	議案第17号	飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第18号	飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第19号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
日程第16	議案第20号	指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター)
日程第17	議案第21号	指定管理者の指定について(飛騨市友雪館)
日程第18	議案第22号	財産の無償譲渡について(飛騨市流葉ふれ愛センター)
日程第19	議案第23号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第24号	飛騨市企業振興条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第25号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第26号	飛騨市商工業振興資金利子補給条例を廃止する条例について
日程第23	議案第27号	指定管理者の指定について(地域交流センター船津座)
日程第24	議案第28号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第25	議案第29号	平畦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第26	議案第30号	稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第27	議案第31号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第28	議案第32号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第29	議案第33号	漆山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第30	議案第34号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第31	議案第35号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第32	議案第36号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
日程第33	議案第37号	飛騨市農業支援協議会条例について
日程第34	議案第38号	飛騨市新規就農者支援基金条例の一部を改正する条例について
日程第35	議案第39号	飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例について
日程第36	議案第40号	飛騨市地鶏育成施設条例を廃止する条例について
日程第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン)
日程第38	議案第42号	指定管理者の指定について(飛騨市林業総合センター)
日程第39	議案第43号	指定管理者の指定について(万波牧場)

日程第40	議案第44号	財産の無償譲渡について(古川町笹ヶ洞廻り洞地内分収造林地)
日程第41	議案第45号	財産の無償貸付けについて(飛騨市地鶏育成施設)
日程第42	議案第46号	財産の無償貸付けについて(飛騨市高品質堆肥製造施設)
日程第43	議案第47号	飛騨市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第44	議案第48号	指定管理者の指定について(三之町まちづくりセンター)
日程第45	議案第49号	平成24年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
日程第46	議案第50号	平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
日程第47	議案第51号	平成24年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
日程第48	議案第52号	平成24年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第49	議案第53号	平成24年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第50	議案第54号	平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第51	議案第55号	平成24年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第52	議案第56号	平成24年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第53	議案第57号	平成24年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第54	議案第58号	平成24年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第3号)
日程第55	議案第59号	平成24年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
日程第56	議案第60号	平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
日程第57	議案第61号	平成25年度飛騨市一般会計予算
日程第58	議案第62号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第59	議案第63号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第60	議案第64号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第61	議案第65号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
日程第62	議案第66号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
日程第63	議案第67号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第64	議案第68号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第65	議案第69号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第66	議案第70号	平成25年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
日程第67	議案第71号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第68	議案第72号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第69	議案第73号	平成25年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第70	議案第74号	平成25年度飛騨市水道事業会計予算
日程第71	議案第75号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
日程第72		一般質問
日程第73	議案第76号	新市まちづくり計画の変更について
日程第74	議案第77号	飛騨市新型インフルエンザ等対策本部条例について
日程第75	議案第78号	平成24年度飛騨市一般会計補正予算(補正第6号)

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田	嶋	清和	安彦
3番	洞	中口	勝和	憲正
4番	野	村	和武	彦彦
5番	後	藤田	明良	郎次
6番	福	沼海	真邦	子
7番	菅	下原	希	子
8番	内	谷	幸	男
9番	森	天	寛	徳
10番	高	葛	博	文
11番	谷	山	寛	一
12番	天	池	寛	子
13番	葛	籠	恵	美
14番	山			
15番	池			
16番	籠			
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	川本	修幸	一博
教育長	福中	田野	幸正	一文
代表監査委員	小倉	倉上	孝雅	廣昌
会計管理者	水藤	井	義	昌一
総務部長	藤沖	村	三	千
財政課長	岩	塚	泰	男子
教育委員会事務局長	谷	澤	敦	子
企画商工観光部長	石	腰		豊
環境水道部長	飯	島	昭	憲
市民福祉部長	沢	之	向	光
農林部長	川	上	清	秋
基盤整備部長	谷	口	富	之
消防長				
病院管理室長				
国体推進室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	重	昭
書記	竹	原	美	香

平成25年第1回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	備考
1	池田 寛一 (新生飛政会)	1. 地域・組織・産業の活性化について 2. 少人数学級と少人数指導の成果について 3. 有償運送事業ポニーカーシステムの課題について	5日 午前
2	高原 邦子 (新生飛政会)	1. 職員の健康管理について 2. 地方分権改革に対する考え 3. 防災教育でたくましい子に	〃
3	前川 文博 (新生飛政会)	1. 先端科学学園都市構想について 2. 消雪装置の今後の展開と除雪対応について	5日 午後
4	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. 地元企業への支援について 2. 戸市山林購入に関する損害賠償請求事件の請求棄却について	〃
5	福田 武彦 (ひだ市政クラブ)	1. 「市民の未来につながる」第二次政策総点検の総括と予算への反映について	〃
6	内海 良郎 (ひだ市政クラブ)	1. 企業訪問及び商工・観光団体との意見交換会より 2. 農業支援センターの設立とその役割について	6日 午前
7	中嶋 国則 (ひだ市政クラブ)	1. 鷹狩・鮎ノ瀬保育園の跡地利用について 2. 空き家対策について 3. 民生・児童委員の表彰について	〃
8	田中 清安 (ひだ市政クラブ)	1. 第2次総合計画について 2. 治水対策について	※6日 午前・午後
9	野村 勝憲	1. 自然を生かした観光開発について 2. 環境をキーワードに産業創出し地域ブランドの確立	6日 午後
10	籠山 恵美子	1. 経済的弱者に福祉灯油券の発行を 2. 市産材を使用した住宅建築に補助し、内需拡大の促進を 3. 飛騨市の顧問弁護士の解任を求める	〃
11	山下 博文	1. 飛騨市民病院の経営方針 2. 山之村地区に一時保育の開設を 3. 飛騨市の農業振興について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

(開議 午前10時00分)

◆開議

◎議長 (天木幸男)

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
本日の議事日程および質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (天木幸男)

日程第1、会議録署名議員の指名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、
会議規則第81条の規定により3番、田中清安君、4番、洞口和彦君を指名いたします。

◆日程第2 議案第6号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
から

日程第71 議案第75号 平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第72 一般質問

◎議長 (天木幸男)

日程第2、議案第6号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、
日程第71、議案第75号、平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの
70議案を一括して議題といたします。70議案の質疑と併せて、これより日程第72、
一般質問を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。最初に9番、内海良郎君。

[9番 内海良郎 登壇]

○9番 (内海良郎)

皆さん、おはようございます。議長より発言のお許しを得ましたので、通告に基づき
まして質問をさせていただきます。

議会基本条例施行の初年度、議会は市民の意見を市政に反映させるため、各種の意見
交換会や企業訪問などを行いました。そして、頂きましたご意見や提言および要望事項
の一つ一つを委員会にて話し合い、委員会としての意見を取りまとめ、その結果を相手
方と市長に報告しました。

また、この中から、飛騨市の最重要課題である人口減少に歯止めをかけるべく雇用の
場を創出し、定住人口の増加を図るために工場立地が可能な良好な工場団地を確保し、
企業の事業展開を支援するとした工場団地について、政策提言書を先般市長に提出させ
ていただきました。なお、このことは蛇足ではありますが、政策提言書は議会での政策
討論会を経て、飛騨市議会の総意として提言したものであることを申し添えさせていた
だきます。

それでは一つ目の質問であります。産業常任委員会が行った地元企業8社への訪問、

および商工観光10団体との意見交換会によりお聞きしました数多くの意見の中から、10点に絞って産業常任委員会としての意見も含め、お伺いいたします。

なお、この中には平成25年度予算に盛り込まれたものもありますが、このことは市民の意見が早速反映されたものとして捉え、あえてこれらも含めて市当局の考え方、方針および対応などをお伺いいたします。

1点目でございます。働く場の確保につきましては、市民の間では雇用の場がないということが一般的な声ですが、企業訪問にて社長さんをはじめ経営者の方のお話の中で、ほとんどの企業でおっしゃられたことは「優秀な地元の人材が欲しい。しかし、募集しても、特に大学生など地元の応募がない」との意外なお話でございました。このことは、企業なりの手立てを尽くされた上でのお話であるとともに、商工団体からも人材確保について同じようなお話を聞き、情報不足であると感じました。

つきましては、市主催の就職ガイダンスを開催していただきたいと思います。また、市の広報にて市内企業などの募集の掲載を行ってはいかがでしょうか。

2点目、工場立地について、市指定の工場団地である神岡町東雲にある新工場など、県道長倉神岡線への取り付け道路は急こう配のため、冬期間は大変苦慮しているとのことでありました。このことについては、旧神岡町が造成したことからも、市において産業道路として早急に対策を講ずるべきではないでしょうか。

3点目、住民と企業との環境トラブルにつきましては、当然住民の生活圏を守るべきではありますが、企業がそのことで市外へ転出してしまつては損失となります。そこで、企業立地周辺への環境トラブル解消に向けた環境改善への投資を促進するための、設備投資に対する固定資産税の減免などの支援ができないでしょうか。

4点目、地域経済再生に向け、歴史や文化、産業遺産など、飛騨市における資産の再認識と再発掘による交流人口の増大や、それに伴う経済の活性化が図れないでしょうか。

5点目、地域活性化に向けて、東京大学宇宙線研究所の大型低温重力波望遠鏡整備などに鑑み、先端宇宙科学の世界的研究拠点の整備など研究基盤強化推進を図り、「元気な日本」復活につなげられないでしょうか。

6点目、景気対策も含めまして、代替エネルギーの一つである太陽光発電への補助金。ならびに節電効果があるLEDに取り換える防犯灯補助金の創設をお願いしたい。

7点目、市内商店の活性化につきましては、大型店の郊外進出などにより既存の商店が疲弊しているので活性化のため店舗などのリフォーム補助金の創設をお願いしたい。

8点目、公共交通の充実につきましては、古川と神岡を結ぶバス運行は、観光客の利便性のみならず古川、神岡両地域の人々の交流促進や活性化に大きく関わりがあるので、JR飛騨古川駅着20時59分の列車到着などを勘案した21時過ぎの古川発神岡行き、ならびに折り返し22時頃、神岡発古川・高山行きのバスの運行および増発をお願いされたい。また、JR高山線の下り最終列車は坂上止まりとなっているが、猪谷行きとなるよう働きかけをお願いしたい。

9点目、町並み景観保全につきまして、飛騨市観光の目玉である町並み景観を保全するため、景観法に基づく新たな景観計画、条例の制定など総合的な景観政策を官民一体となって取り組まれるようお願いしたい。

10点目、宿泊客の誘致につきまして、冬期修学旅行の減少はスキー場を有する地域にとって、存続させていくには修学旅行やスポーツ合宿など団体客誘致が必須であることから、行政としても高校、大学へのアプローチや窓口などの協力を願いたい。

以上、10点につきましてお伺いいたします。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（天木幸男）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。本日は、6名の方の一般質問にそれぞれお答えさせていただきたいと思っております。はじめに、内海議員の質問にお答えさせていただきます。企業訪問および商工・観光団体との意見交換会についてということでございます。

過日、議会から政策提言をいただきましたが、その提言についての市の考え方も含め答弁をさせていただきます。10項目でございますので、それぞれお答えさせていただきたいと思っております。

はじめに、企業の人材確保と雇用対策についてでございます。市主催の就職ガイダンスについては、明日を担う若い人材の地元への定着を推進することを目的として、新規学卒者や保護者等に地元企業に関する情報を広く提供するため、高山市と共催で春、夏、冬の年3回実施しているところでございます。春は来春卒業する大学4年生を中心に、夏は一般の方も対象に含め、冬は大学3年生を対象に行っているところでございます。

毎回、飛騨市内の参加企業については、約30社に出展の依頼をさせていただいておりますが、毎回10社程度の出展となっているところでございます。また、参加者については、平均120名が参加されますが、飛騨市出身者は約30名程度となっております。市主催の就職ガイダンスの開催については、今後、出展いただいております企業と相談しながら、検討をしてみたいと思っております。

市広報への求人募集の掲載については、市広報紙は編集から発行まで20日～30日間かかるということでございますので、求人依頼を受けてから発行までの期間が長すぎて、広報紙での募集はそぐわないと思っております。このため広報紙では、今年度のシリーズとして「市を支える地元企業」と題して市内で頑張ってみえる企業を連載し、表紙には「職場の新星」と題して新入社員を登用し、市内企業のPRに努めているところでございます。

また、昨年2月から、飛騨市のホームページに市内の求人情報やハローワークの求人情報を掲載しており、20歳になる方を対象にメールマガジンへの登録を呼びかけ、希望者に対して就職ガイダンスの開催情報や市内の就職情報等を、今年度の成人者から提供する予定であります。また、就職情報を必要とするお子さんを持つ地元の親御さんに対しても、広報ひだを通じてメールマガジンへの登録を呼びかけていく予定でございます。

いずれにいたしましても、雇用主と就職希望者の間でミスマッチが起きないように方を講じてまいります。

二つ目の神岡町東雲工業団地取り付け道路の県でございます。同区間につきましては、前々から要望をいただいているところでございまして、市道部分の勾配修正に併せて、県道長倉神岡線の道路改良を行う必要があることから、飛騨市といたしましては平成22年より県に道路改良をお願いしているところでございます。これを受けて、県では、今年度調査設計を実施していただけたと伺っております。今後も引き続き早期事業化に向け、粘り強く要望してまいりたいと考えております。

3番目の企業の周辺住民環境整備対策支援でございます。現在、商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例では、製造業、情報通信技術利用業、旅館業について、1、建物及びその付帯設備、2、対象建物のある土地、3、償却資産の取得価格2,700万円を超える生産設備に対して3年間の課税免除が適用されているところでございます。

これは、環境に配慮した新たな生産設備の更新や増設については対象となりますが、現状の生産設備の環境改善などは対象にはなりません。

環境問題に対する企業の取り組み状況としては、環境基準等の法令の遵守は企業が果たすべき当然の責務と考えますが、企業において社会的責任を果たし、企業イメージの向上、法規制以外の事項について地域との懇談会を開催するなど、自主的に環境保全の取り組みを進めている企業もございます。

このため、法令遵守以外の環境改善につきましては、今後、市の支援できる範囲について、どこまでかということでございますが、検討してまいりたいと考えているところでございます。

4番目、資源の再認識と再発掘による交流人口の増大についてでございます。観光ビジョンの掲げる理念を実現するため新たに外部人材を活用して「飛騨びととつながる学びプログラム推進事業」を立ち上げるほか、高山や白川郷との差別化を図るための政策を実現するべく、現在、まちづくり協議会の交流促進部会が討議を始めたところであり、既存の観光協会ブラッシュアップ事業部で実践されている事業をはじめ、各団体が持ち得ている蓄積データを整理しながらターゲットを絞り、地域にある資源を連携させた着地型旅行商品の開発に力を入れる所存でございます。

5番目、先端宇宙科学研究拠点整備など研究基盤強化推進につきましては、現在、研

究者のご協力をいただきながら懇話会を開催しているところでございます。さまざまなご意見を頂いた後に、平成25年度中に研究者の住環境整備を含めた基本構想を策定いたしまして、国等関係機関へ働きかけを行っていく所存でございます。

6番目、太陽光発電ならびにLED防犯灯補助金の創設についてでございます。この両方ともについて平成25年度より補助を行うべく、今回の議会に予算案を上程させていただいております。まず、太陽光発電システムの導入にかかる補助でございますが、一般家庭の屋根などに設置いたします場合、1kWあたり3万円、上限12万円の補助を行う予定でございます。また、LED防犯灯の補助に関しましては、各行政区等で維持、管理されております既存の防犯灯を、省エネ効果の高いLED防犯灯へ取り替える際に要する費用の3分の1、1灯あたり7,000円を上限に補助をする予定でございます。

7点目、店舗などのリフォーム補助金の創設についてでございます。商店等の魅力ある店舗づくりを促すことで、市民が快適な生活を営み、商業の活性化と賑わいの創出を図ることを目的として、店舗改修費用等の一部を補助金として交付する制度を4月から創設いたします。

改修費用および広告宣伝費用について、事業費の3分の1以内、限度額を100万円とし、対象期間は平成28年3月までの3年間を予定しているところでございます。

8点目、古川・神岡間のバス運行につきましては、今回、一昨日でございますが商工・観光団体からも要望がございまして、地域交通についてバス会社に要望をしているところでございます。再度、要望もさせていただきたいと思っております。

また、高山本線下り最終列車の猪谷行への働きかけにつきましては、高山本線強化促進同盟会要望の中で力強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

9点目、町並景観保全でございます。景観法に基づく景観計画、条例制定の予定といたしましては、25年度に担当部署による事前調査を行い、同時にまちづくり協議会でも景観形成について検討する部会を立ち上げ、26年度にはそれぞれの意見を集約し検討する、官民一体となった取り組みを行いますのでよろしくお願いいたします。

最後10点目でございますが、修学旅行、スポーツ合宿などの団体客誘致についてでございます。流葉スキー場の修学旅行につきましては、流葉観光開発協同組合が修学旅行を扱うエージェントへの営業により団体客誘致をされ、夏場のスポーツ合宿については、ふれあい委員会が中心となり、大会誘致や宿泊先の調整などを行ってまいります。いずれも民間のノウハウを最大限発揮され、団体客獲得に貢献されております。

行政といたしましても、パンフレットへの掲載や各種観光展でのPRとともに、大会誘致補助金などによる支援も行っているところでございます。

スポーツ合宿の受け入れにつきましては、宿泊施設の老朽化や利用者の個室化への対応など、現設備では厳しい現状でもあります。今後、他のスポーツ合宿地との競争に打ち勝つためには、今一度施設整備も含めた受け入れ態勢の改善を、事業関係者などと検

討していく時期に来ていると考えております。

行政の立場では、店舗などのリフォーム補助を有効活用しながら、施設整備を進めていただきたいと考えております。また、ラグビーやサッカーなどの協会本部に対しては、常に要望に訪れておりますので、こうした活動は引き続き行ってまいりたいと考えているところでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

○9番（内海良郎）

ありがとうございました。ただ今答弁をいただきました件は、関係団体などへも報告をさせていただきたいと思っております。それでは二つ目の質問に移ります。

近年本格的な人口減少により、地域社会は岐路に立っているとした論調が目につきます。人口推計によると、2010年1億3,000万人だった総人口は年々減り、2030年に1億2,000万人、2048年には1億人を割り込む見通しとしています。そして、飛騨市は2010年に2万6,732人であった人口は、2015年には2万5,000人を割り込む2万4,967人、12年後の2025年には2万489人と最新の予測で発表し、予想を超える人口減少、少子化の進行が明らかになったとしています。

また、2月26日の岐阜新聞は1面に、県内65歳以上初の25%越えとの見出しで、県内42市町村の高齢化率を掲載していましたが、飛騨市はご存知のように34.5%で、高い順に4位で21の市の中ではトップとなっております。つきましては、これらの現状を把握しながらさまざまな影響が予想される中で、暮らしを支える新たな戦略を立てる必要があると痛感しております。それとともに、農林業を地域再生戦略とするべきとの思いを私は持っております。

そこで、市は平成25年度から、地域や組織の活性化に向けた取り組みについて積極的に推進するとし、その一つに農業支援センターを設立し、就農、経営改善など農業者の総合的な相談、支援を行うとしています。このことについては、昨年9月議会での一般質問で農林業の振興のため、精通したエキスパートの育成と担当職員の充実を求めたのに対して、副市長より農業ビジョン飛騨市農林水産業振興計画にも盛り込み、飛騨市農業支援センターとして構築し対応するとの答弁であったことから、非常に期待しておりました。

それでは、農業支援センターの設立とその役割についてお伺いいたします。1点目は、産業常任委員会と農業委員会との意見交換会でも、農業支援センターに対する期待する声がありましたが、農家が行けば信頼できる回答が得られるような体制なのか。また、農家のたまり場的な場所になれるかが大切なことと考えますが、そのことから事務所の位置、組織の構成員、常勤職員数と学識経験者数など体制についてお伺いいたします。

2点目は、農業支援センターの役割は、飛騨市農林水産業振興実施計画に基づいて総合窓口として一貫してサポートする組織であると思っておりますが、具体的にどのように実行

するのかをお伺いいたします。

3点目は、TPPと農業農村振興をテーマとした議員研修会にて、講師の酒井富夫富山大学極東地域研究センターの教授は、飛騨の農業がとるべき道は地域に根差した新たな生産流通、販売に至るフードシステムの構築と、豊かな自然環境や伝統文化など地域ブランド力を高めつつ、消費者とのつながりを重視すべきと話されました。

どこで、人口減少と高齢化により集落機能の維持が困難となる地域もあり、今後さらに増大されることが懸念されます。県内15市町村の過疎地の集落を対象に、県が実施した実態調査では明確な後継者のいない世帯が57%を占めたほか、40%の集落が10年後には集落機能の維持が困難になる見通しであるとしています。その上で、県政策研究会は集落機能が急速に低下する限界点に達する前に対策が必要だと提言をしています。

つきましては、集落機能が維持できないようでは農業振興もできませんので、これらに対応するための机上のプランではなく、地域へ足を運び、地域の住民とともにそれぞれの地域が知恵や工夫を絞り、取り組まれることを期待いたします。具体的には、はじめに地域ごとの現状と課題をまとめた上で、これに合致した例えば土地利用計画、耕作放棄地対策、道水路の管理や草刈り、共有林の管理等々の基本方針と実施計画を策定して実行することではないかと考えます。

そこで、このことに対しまして農業支援センターが率先して取り組まれ、実行されることを切望いたしますが、このようなことを行うのかどうかを伺います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔農林部長 石腰豊 登壇〕

□農林部長（石腰豊）

おはようございます。ただ今、農業支援センターの設立とその役割ということで、3点のご質問をいただきましたので順次お答えさせていただきます。

まず1点目、事務所の位置、組織の構成員、常勤職員数と学識経験者数などというご質問でございます。飛騨市の農業振興を図るため、今年度、飛騨市農林水産業振興実施計画を策定いたしました。1点目のご質問の農業支援センターの設置場所につきましては、農業者の目線に立った場合、庁舎内での部署移動も検討をいたしました。設置当初であることから、現在の農林部での設置を予定しております。

組織の構成員につきましては、農林部を現在の1課4係から2課6係といたします。新設の組織には、農業支援センター長と農業委員会事務局長を兼ねる課長を配置し、農業委員会、畜産係、農業支援センターの事務を所管し、支援センター係には、係長以下担当職員と現在の農業アドバイザー2名を配置する予定としております。また、附属機関としまして、農業および農村振興の総合的かつ効果的な推進に関する調査を行うため、飛騨市農業支援協議会を設置いたします。有識者の意見を拝聴しながら、施策の立案と

合意形成、評価を行いたいと考えております。

協議会の構成員として、飛騨市、農業委員会、飛騨農林事務所、飛騨農業協同組合、生産者組織等農業者の代表の方などに参画をしていただきたいと考えております。

2点目の役割と具体的にどのように実行するのかについてのご質問でございます。役割と具体的な実行内容につきましては、農業支援センターでは、新規就農から既存農業者の営農までを一貫してサポートできる体制を整えたいと考えておりますが、まずは新規就農者の増加を図ること、高齢化等により担い手の減少が著しい集落における集落営農の組織化支援を重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、併設する農業支援協議会において、当事者である農業者の視点から特に必要な施策の提案をいただき、市民参画によって、常に機能を充実してまいります。

具体的に新規就農者応援事業では、国の事業であります。青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間2年でございますが、また、就農後の期間5カ年のそれぞれの所得を確保する事業といたしまして、青年就農給付金事業により年間150万円を支給いたします。

農家の後を継ぐ、農業後継者の就農意欲喚起と就農後の定着を図るため、市の基金事業として後継者就農給付金事業を創設し、就農前の研修期間2年、これにつきましては年間100万円、就農後3年につきましては年間50万円の所得を確保するため支給いたします。

新規就農者施設整備補助事業では、新規就農者の就農意欲を促進するため、農業機械、営農器材の導入に対する補助を基金事業として予定をしております。

新規就農者の場合では、市外の方の参入も予想されることから住居対策も必要となるため、企画商工観光部で実施しております人口減少対策移住交流推進事業あんな飛騨市らいふプロジェクト事業との連携も必要であると考えております。

3点目の地域ごとの基本計画と実施計画の策定による実行についてでございます。ご指摘のとおり、農業全般においても少子高齢化による後継者不足、担い手不足が大きな課題となっており、地域集落機能の維持が大変難しい状況となっております。対策といたしまして、実施計画の中にも「農地の荒廃防止に対する支援策」として位置づけをしております。

具体的には、遊休農地活用のための農地所有者への利用促進指導、集落・地域の話合いによる中心経営体への農地集約のための「人・農地プラン」の策定、農地の出し手、借り手に対する支援、農業者自身が行います小規模農地の区画拡大、農作業の受託支援、小規模農家が組織化した場合の農機具等の導入支援などの対応を新年度予算にも盛り込んでおります。各地域の農業者との話合いの中で実情、課題を把握し、集落機能の維持につなげるため各地域に合った対策を支援してきたいと考えております。以上でございます。

〔農林部長 石腰豊 着席〕

○9番（内海良郎）

丁寧な答弁をありがとうございました。当然やっていただけることと思いつつも質問させていただきませんが、農業支援センターは農家が電話などで依頼すれば、その農家や圃場へ行って指導などのサポートをしていただけるのか。念のため伺います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□農林部長（石腰豊）

ただ今のご質問ですが、答弁でもさせていただきましたが、このセンターにつきましてはあくまで現場主義ということをお前提としておりますので、電話等いただきましたらそのような対応は当然させていただくように考えております。

○9番（内海良郎）

農業支援協議会を設立するというごことですが、この農業および農村振興の推進に関する事項を調査し、および審査するとして、また施設の立案と合意形成、評価を目指すとはありますが、具体的にはどのようなことなのか伺います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□農林部長（石腰豊）

ただ今のご質問ですが、支援センターの附属機関といたしまして、飛騨市の農業支援協議会の設立を予定しております。構成のメンバーにつきましては最大25名としておりまして、先ほども話をしましたように農業関係者、飛騨市、県、また地元であります中山間農業研究所、この関係の方にも参画をしていただくようにしております。

また、各農業分野からの参加も予定しておりまして、いろいろなご意見を拝聴できるものとしております。この協議会につきましては、各分野の検討も含めながら各地域にもそれぞれ課題があると思っておりますので、そちらの課題に対しましても随時対応したいと考えているものでございます。

○9番（内海良郎）

協議会に部会を置くことができますが、どのような部会なのかお伺いいたします。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□農林部長（石腰豊）

部会の設置でございますが、今の所の段階で申しますと野菜部会、水稻部会、果樹部会、畜産部会、またこれ以外のものも当然発生してまいると思っておりますので、先ほどの答弁と同じになりますが、随時充実を図っていきたいと考えております。

○9番（内海良郎）

ありがとうございました。安部総理大臣は、28日の施政方針演説でTPP参加に強

い意欲を表明するとともに攻めの農業政策が必要として、若者たちが美しいふるさとを守り、未来に希望の持てる強い農業を作ってまいりたいと述べています。ただ今、農業支援センターを作って、具体的には就農者への支援とか集落営農の支援を主体にやっていきたいという話を聞かせていただきました。このことを成功させてもらうためには、やはり市の強いリーダーシップと農家の信頼関係、このことによって成功が成し遂げられるのではないかと私は思います。更なる飛騨市の農林業の振興を祈念いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

〔9番 内海良郎 着席〕

◆休憩

◎議長（天木幸男）

暫時休憩いたします。

（ 休憩 午前10時40分 再開 午前10時40分 ）

◆再開

◎議長（天木幸男）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に2番、中嶋国則君。

〔2番 中嶋国則 登壇〕

○2番（中嶋国則）

発言のお許しをいただきましたので、大きく3点について質問させていただきます。鮎ノ瀬保育園および鷹狩保育園の跡地利用についてお尋ねします。

長年にわたり地域の幼児福祉の拠点として親しまれてまいりました、二つの保育園も今春の3月31日をもちまして廃止統合され、4月から民営のさくら保育園として開園いたします。

保育園の沿革を紐解きますと、鷹狩保育園が現在の場所に開園したのは、昭和48年4月ですから、ちょうど40年の歳月を経過したわけでございます。それ以前は、信包小学校の校舎を間借りして、昭和33年4月から保育所が開設スタートしたとのことですから、55年の長い歴史があります。

一方、鮎ノ瀬保育園が現在の場所に開園したのは、昭和47年4月でありますから、41年経過しております。それ以前は、現在の杉崎農村環境改善センターの駐車場に、昭和33年4月児童福祉法に基づき杉崎保育園という名称で開設されておりました。鷹狩保育園と同じように55年の月日が流れ、追憶新たなるものがございます。

保育園に幼いころ通ったり、子供や孫を通わせてきた地域住民にとりまして、慣れ親しんだ施設がなくなることは、非常に寂しいことでもあります。寂しい気持ちの一人として、また、地域住民の関心に沿って質問いたします。

保育園の跡地利用として、地域密着の施設や公園の造成、または企業誘致などが考えられますが、市の考えを伺います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

おはようございます。それでは鷹狩・鮎ノ瀬保育園の跡地利用についてお答えいたします。

飛騨市の保育園整備につきましては、合併前の古川町、神岡町の保育園整備計画、平成19年度および平成21年度飛騨市保育園整備計画審議会の答申に基づき、計画的に進めているものでございます。

鷹狩・鮎ノ瀬保育園の閉園、新統合園舎の建設につきましては、地域における長い歴史、地域に愛された思い出の深い保育園が閉園となることから、保護者ならびに地域の皆様のご理解をいただきながら進めてまいりました。現在、建設中であります「さくら保育園」は、予定どおり4月1日の開園に向けて作業を進めております。併せて、鷹狩・鮎ノ瀬両園の閉園に向けての作業も順調に進んでおりまして、3月26日に両園の閉園式ならびに卒園式を開催いたします。

議員ご質問の両園の跡地利用につきましては、現時点では市といたしまして、用途、用途を定めてはおりません。今後、地域の皆様のご意見を伺う予定にはしておりますが、園舎を取り壊した際には、普通財産としまして将来的には、公園整備、そして企業誘致等も視野に入れて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○2番（中嶋国則）

今のところ、まだ何も決まっていないということですが、前に、去年でしたけれども将来の予定はという中で、耐震構造ではないので建物は更地にする、取り壊すということでした。この新年度予算には計上されておりましたが、いつ取り壊す予定なのかお尋ねします。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このことにつきましては、今ほど部長から言いましたように3月で閉園をする。そして新しい所へ移動するわけでございますが、この跡地利用について、建物を何かの形で使うのかどうかということも含めての検討を今、しているということでご理解をいただいて、もし今、耐震構造等で人が中で何かするということにつきましては、よほど慎重にいかねばならないのですが、そういった地元の調整を進めた上で取り壊しをしない

ければならないということになれば、補正対応か26年度に取り壊しをするという形になろうかと思っております。よろしく願いいたします。

○2番（中嶋国則）

分かりました。いずれにいたしましても、地元にとりまして良い結果になることを期待いたしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2点目の質問をさせていただきます。空き家対策について伺います。

全国的に空き家対策が論じられていますが、人口減少が進む地域ほど空き家が多いようであり、最近、飛騨市内に空き家が増加している現状を知り、まさに危機的状況であり、大変驚いたところでございます。といいますのは、株式会社柳組の県の委託事業ということで途中経過でございましたけれども、空き家の調査結果、空き家の数をお聞きしました。平成25年2月現在において、一戸建ての空き家の数でございますけれども、神岡町が最も多く404戸、次いで古川町の266戸、宮川町44戸、河合町32戸となっており、市全体では合計746戸の空き家があります。

さらに、65歳以上の方が住んでおられ、将来において空き家になる可能性が高い住宅は、やはり神岡町が最も多く1,045戸、次いで古川町の732戸、宮川町91戸、河合町55戸となっており、市全体では合計1,923戸であるとの調査結果をお聞きしました。その結果、20年後の飛騨市は3分の1くらいが空き家になる恐れがある、そんなお話でございました。

この危機的状況に対し、市としてはどのようにお考えでしょうか。現在、空き家解消の画期的な試みとして、古民家にIT企業の事務所を都会から誘致されています。現在、飛騨市内に4戸の古民家の活用事例があります。古民家を利用される方の感想は、自然環境の良さもあり、都会の雑踏から離れて仕事に集中できて、大変好評のようであります。

そこで提案であります。市としてもさらに利用促進を図る方策として、所有者の意向調査を実施されて、ホームページで空き家を紹介するなどの施策を実施されたらどうでしょうか。交流人口の増加につながりますし、ひいては、定住していただける。そんなことになれば、市として進めておられる米10俵プロジェクトの対象者にもなるわけでございます。市のお考えを伺います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 沖村三千一 登壇〕

□企画商工観光部長（沖村三千一）

おはようございます。それでは、空き家対策につきましてお答えさせていただきます。ご質問は2点に分かれています。一括して答弁をさせていただきます。

私も、事業者から調査されている県委託事業の中間報告を受けました。その際、古川町の空き家と高齢者世帯の状況につきましては、特に弐之町から栄町一帯、向町の県道

沿線、殿町馬場付近など、市街地を形成する住宅が軒並みに地図に印を落とされている現状について驚きをもって拝見をさせていただきました。

また、神岡町でも桜ヶ丘と旭ヶ丘の比較的新しい施設が建ち並ぶ地域を除いた旧船津の町中は、古川町にも増して空き家、高齢者世帯の密集度が高い現状であることの報告をもらいました。市内の至る所で加速する市街地の空洞化に、改めて危機感を募らせているところでございます。

それを裏付けるように、平成12年と平成22年の国勢調査の10年比較では、65歳以上の高齢者単身世帯は640世帯が878世帯に増え、65歳以上で後継ぎと同居していない高齢夫婦世帯は835世帯から1,077世帯に増加しており、平成22年10月時点の高齢者単身世帯と高齢夫婦世帯の合計は1,955世帯となり、統計分類上の一般世帯の実に22.3%を占めています。この数は、今後若い世代との同居がなければ、いずれは空き家となる可能性が高い世帯であることを意味しており、早急な対策を迫られていることを認識いたしました。

一方、三世帯世帯は平成12年に2,521世帯で、一般世帯の26.9%でありましたが、平成22年には1,983世帯の22.7%まで減少しています。こうした現状から、単独で住んでいる高齢者世帯を少しでも減少させ、三世帯同居を促進し、維持しようとする世帯を支援するため、平成25年度から新たに三世帯同居世帯の住宅の新築、購入、改修等に対する三世帯同居支援補助金を創設し、予算議案に計上しております。

また、本年度から始めている「あんきな飛騨市らいふプロジェクト」の位置づけで、首都圏で実施している飛騨の暮らし、生活を紹介するワークショップについても引き続き行って飛騨市の情報を発信しながら、更に飛騨市に魅力を感じた移住希望者が空き家となっている中古住宅を購入し、改築を行った際に、その費用の一部を補助する移住促進住宅改修補助金を新たに創設して、空き家の減少につなげていきたいと考えています。

その他、空き家、空き店舗を活用した従来からの施策として、商店街空き店舗活用事業奨励金制度、空き家を活用した起業化促進制度と併せて創業支援資金利子補給制度もありますので、これまで以上に周知を図って空き家を活用した起業支援をしてまいりたいと考えております。

次に、空き家情報をホームページや市のPRサイトに紹介するなど、情報の発信についての考え方についてお答えいたします。

空き家情報には、行政が把握しているものと不動産会社など民間事業者が持っているものがございます。特に行政サイドの情報については、情報の基が何に起因しているのか個人情報保護の観点から、空き家の所有者に直接連絡を取って空き家の管理状況や、今後活用する考えの有無にまで踏み込んで話を進めることは難しい状況にあります。

今後は、個人情報の保護に留意しながらも、空き家所有者からの申し出を第1ステップとした上で話を進め、さらに空き家バンクといった趣旨の登録についても同意が得ら

れた場合には、宅建協会と連携を密にして、空き家情報を提供することができればと考えております。

さらに、まちづくり協議会の定住促進部会においても、空き家対策や移住受け入れの促進などについても検討していただき、これ以上、空き家が増えないまちづくりを進めたいと考えております。以上でございます。

〔企画商工観光部 沖村三千一 着席〕

○2番（中嶋国則）

再質問をさせていただきます。昨日、前川議員の質問の中で、空き家に関することがございました。先端科学学園都市構想の中で、東大の研究者あるいは学生への住宅提供について神岡の市街地の空き家を斡旋するようなことはどうかという中で、沖村部長から、前向きな状況把握に努め、窓口になっていくような検討をするという答弁が確かあったと思います。

そこで質問ですが、2月22日の中日新聞岐阜県版の記事に、可児市の25年度の新規事業として、空き家、空き地に対する対策という記事が出ておりました。所有者の了解を得て、空き家、空き地の情報をホームページで紹介するという内容の記事があったと思います。読まれた方もあるかと思いますが、この点について飛騨市もぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（沖村三千一）

ただ今のご質問にお答えいたします。空き家情報につきましては、所有者の情報提供が必要でございます。空き家の情報発信につきましては、ホームページ以外につきましてもどのような形がよろしいか、紹介できる体制を今後検討させていただきたいというようなことを思っておりますので、よろしく願いいたします。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。検討をしていただけるという答弁でございますので、期待したいと思っております。続きまして、3点目の質問に入ります。

民生・児童委員の表彰についてお尋ねします。民生委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けまして、担当地域の市民の福祉に関する相談等を受けながらボランティアで活動されているところであります。具体的な活動内容としましては、地域に住む一人暮らしの年配の方、障がいを持っている方や生活保護受給者などの相談に乗って、助言や必要な情報の提供等をされています。

さて、飛騨市には、現在81名の民生委員がおられます。平成23年度の活動状況調査によりますと、訪問回数は、全員で13,041回ということでございます。一人平均にしまして年間161回の訪問回数であります。また、活動日数は、全員で7,581日、一人平均94日の活動をされています。

ある民生委員の方から、高齢化社会を迎えて、民生委員の仕事が増えたということをお聞きしました。例えば、飛騨市要保護者台帳登録にかかる調査、管理であるとか、飛騨市緊急通報装置設置にかかる相談、調査など新規の事業もあるということでした。委員の任期は1期3年で、無報酬で職務に当たっておられます。民生委員81名の任期別の内訳ではありますが、1期目の方が約半数の39名、2期目の方が22名、3期目の方が13名で、4期目以上の方は7名です。4期目以上の方の中には、辞めたくても後任がいけないとの理由もあり、続けておられる方もあるようです。民生委員の多くの方は、2期6年程度で退任されるとのお話をお聞きしました。生活保護世帯の訪問、相談から、高齢者の安否確認や訪問活動まで、さらには市役所や社会福祉協議会から依頼される職務の多様化から、民生委員に求められる能力も高くなり、なり手の不足が常態化しているようです。先ほど述べましたように、民生委員一人当たりの年間訪問回数161回、年間活動日数94日、この数字が示すように、仕事量も多く無報酬で活躍されることに対して、そのご労苦に報いるためにも、自治功労者表彰の基準を20年から引き下げのお考えはありませんでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、民生・児童委員の表彰につきまして、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

民生・児童委員につきましては、民生委員法に「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるもの」と規定され、市町村の区域に置かれているところでございます。任期につきましては、議員ご指摘のとおり3年でございまして、活動に必要な交通費等の費用を除き、給与は支給されておられません。

職務といたしましては、地域の要援護者に関する調査、実態把握、見守り、相談支援を行うほか、各種行事の参加など幅広い活動を行っていただいております。また、民生委員は児童福祉法に規定されている児童委員も兼ねており、児童および妊産婦の福祉向上のための必要な相談援助も行っていると考えております。さらに、民生委員・児童委員の中に、児童福祉に関することを専門に行っていただく主任児童委員も別に設置されているところでございます。

飛騨市の現状といたしましては、民生委員・児童委員定員82名のところ、1名欠員の81名の方を選任しているところでございます。欠員の人数につきましては、全国的には不足しているところでございまして、資料によりますと5,355人が欠員ということで、岐阜県では21人の方が不足しているという状況にあるようでございます。活動の状況につきましては、議員が述べられているとおりでございます。

また、活動内容は、一人暮らし高齢者の見守りをはじめ、介護、健康、生活に関する相談等だけではなく、消費者被害や、児童・高齢者の虐待、孤立死、引きこもり等の今日的な問題に対する解決のための支援につなげていく仕事も行っております。

また、飛騨市として通常の業務以外に特に依頼をしたい業務に対しては、飛騨市民生委員・児童委員協議会と委託契約を締結いたしまして活動をしていただいているところでございます。

市民の最も身近なところで活動する民生委員・児童委員は、地域福祉の中心的な担い手として、その役割に大きな期待が寄せられているところでございますが、議員ご指摘のとおり、業務の多様化・複雑化や、住民意識の変化、個人情報保護法への過剰な反応等によりまして、民生委員・児童委員の選任が困難になってきているのが現実でございます。その大変な業務を行っていただいていることに対して、岐阜県では、福祉増進、民生の安定に尽力し特段の功績があった方として15年以上活動されている方に知事表彰。国では、20年以上活躍されている方で特に顕著な功績のあった方には厚生労働大臣表彰など、民生委員・児童委員に対する表彰制度を設け、その功績、実績を称えているところでございます。

飛騨市の自治功労賞表彰の基準を20年から引き下げることにつきましては、飛騨市の表彰条例の基準では、民生関係、これは民生委員、人権擁護委員、行政相談員でございますが、これを20年以上、7期でございます。他市の状況からも遜色はないと考えているところでございます。そして、自治功労表彰までいかない一般功労表彰として民生関係につきましては、15年以上、5期で、そういった表彰を行っているところでございます。そういったことでございますので、他地域との比較をしても遜色はないということでございますので、今のところ、この表彰規定につきましては変更する考えは持っておりませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

○2番（中嶋国則）

表彰基準の見直しをする考えはないとのご答弁でありました。私が聞いたところによりますと、下呂市の表彰基準は、5期15年で市の表彰があるということを聞いておりますので、ぜひ、その辺りも検討されることを要望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔2番 中嶋国則 着席〕

◆休憩

◎議長（天木幸男）

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。10分間でございます。

(休憩 午前11時09分 再開 午前11時20分)

◆再開

◎議長 (天木幸男)

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。3番、田中清安君。

[3番 田中清安 登壇]

○3番 (田中清安)

議長の許可をいただきましたので、2点についてご質問させていただきます。

第1点でございますけれども、第二次総合計画についてでございます。第二次総合計画につきましては、皆様ご存知のとおり「市民が安心して暮らせるまちづくり」を目標に掲げて、平成22年2月に策定されたところであります。

この計画は、目標達成に向けて具体的な施策として24の個別計画を明らかにすることにしております。ただ、現状としては、まだ19個の個別計画しか作成されていないのが現状であります。5つの個別計画が明らかにされていない。総合計画の中で24策定すると言っておりますけれども、19しか明らかにされていないような状況であります。

職員の定数が削減されたこともありまして、日常業務が過重となってなかなか進まないのだろうということも理解できないわけではないのですが、飛騨市が目指す方向について、市民にはっきり示して計画遂行ということが重要だろうと思います。

では、第二次総合計画がどのようになっているのかといいますと、おさらいでありますけれども、計画期間が10年、平成22年から31年であります。その中で、前期が22年から26年、後期が27年から31年と定めてあります。

個別計画の中を見てまいりますと、今策定済みの19の計画でございますけれども、この中に法律に基づいて策定してあるものが8計画、それから国、県の計画に基づいて市町村が定めることにした計画が5つあります。独自に定めたものが6計画ということで、これが19計画の内訳であります。未策定のもので5つありますけれども、その中でどうなっているかといいますと、法律に基づいて定めるものが4計画、国、県の計画に基づいて定めるものが1計画であります。

個別計画は、総合計画に掲げる目標を達成するために各種政策を明らかにするということで、その個別計画を作ることにしてあるわけでございますけれども、どうしても総合計画は総花的になりやすい。それを具体的にするためには、個別計画を定めるということが順当な線だろうというふうに思っておりますけれども、中身をいろいろ見てまいりますと、現状と課題については的確に分析はしてあります。ただ、目標とする姿がなかなか見えてこないというのが実態だろう。これが私の率直な感想であります。

やはり、目指そうとする姿が明らかでないと、施策の目的が非常に不明瞭になる。施策はあくまでも手段である。個別計画をいろいろと見てまいりますと、いろんな施策が

事業に掲載されております。では、その施策を行った暁にはどうなるのかというところが見えてこない、市民のところにはしっかり施策が説明できない。では、我々としても、市民に対していろんな施策を説明できないということになるわけでありまして。これは、我々にも一つの責任があると考えておりますけれども、ここが今の現状であるというふうに認識しております。

計画はあくまでも市民のものでありますので、市民と行政がこの計画を共有して実行に移すことが不可欠であると認識しております。そのためにも、総合計画を絵にかいた餅にしないように、個別計画はしっかりあるべき姿を示すべきだろうと思うのであります。

個別計画の中には、どうしても法律に基づいて書かざるを得ないものがあります。そうすると、法律の中で何何を明記しろというふうになっていますから、どうしてもそこは全国一律のような形にならざるを得ないというところがあります。当然、それに伴っていろんな交付税や補助金等がありますので、その縛りはあるだろうと思っておりますけれども、やはり市民のための計画でありますので、市民に分かるような表記方法でいろいろ法的な制約を受けるというものの、そこは飛騨市らしさを出すべきだろうというのが私の個別計画を読んでみた率直な感想であります。そこで、次の2つについてご質問したいと思います。

まず、第二次総合計画は、平成26年までが前期になっております。後期計画に向けてどのように対応されるのかお伺いしたい。通常、計画というのは連続性を持って実施することが大原則でありますので、次の計画に移る前は大体1年前倒しにしていこうというのが実情であります。そうしますと、26年が最終年でありますので、1年前倒しすれば26年は次の後期計画に向けた計画を明らかにしなければならない。そうすると、平成25年にはその準備を進めなければならないだろうと思っております。是非とも、私の今申し上げましたようなことを踏まえ、後期計画はどう進められるのか。もう時間がないだろうというふうに思っております。

それから、二つ目でございます。先般、政策総点検の結果が出たようでありますけれども、総合計画および個別計画の進行管理はどうなっているのかお伺いしたい。いろんな計画を作っても進行管理をしっかりしていけないと、どこが欠けているのか、施策の点検ができないということでもあります。政策総点検の結果ということがありますけれども、これは外部からの点検であって、計画を策定したもの自らが点検したものではないというのが私の思っているところでもあります。その意味において、しっかり計画をローリングして欠けている所はどこがあるのか、その分をどうやって補うのかということをしっかり明確にするべきだろうと思っております。そういう意味で、くどいようではありますが、あるべき姿をしっかり出して、今のギャップとの差をどうやって施策展開するのか、それが事業であるというふうに思います。今、計画を見ると、事業のための計画にしているのではないのかというのが、私の見た感想であります。この2点について、回答を願

いたします。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、田中議員の質問にお答えさせていただきます。第二次総合計画についてでございます。昨日の福田議員への答弁と関連する部分について、重複する点があることにつきましてはご理解をいただきたいと思っております。

私は、平成20年の第一次政策総点検と平成21年からの第二次行政改革、ならびに平成22年からの第二次総合計画と今回の第二次政策総点検は、私が行う市政運営の基軸として位置づけ、常にステップアップをさせながら実施してまいりました。

その上で、今回の総点検を起点とした市政運営では、今後、さらに力点をおいて進めるべき政策方針の柱を「人口減少・少子化対策」、「地域・組織・産業の活性化」、「シルバー世代の生きがいと自律」と定め、関連して行う主な取り組みについては、平成25年度、26年度の総合計画の前期計画事業にしっかり位置づけ、拡充、改善、見直しをかけながら進めてまいり所存でございます。

そこで1点目にご質問の、後期計画に向けてどのように対応するのかでございますが、今回定めた3つの政策方針に沿った取り組みについては、当然のことながら後期実施計画にも反映して、中長期的な取り組みとして実効性の担保を計っていくことが必要であります。前期計画事業をローリングする過程において、今回の政策総点検でいただいた委員の貴重なご意見はもとより、それを補完するために平成25年度に合併10年を迎えての市民アンケートを実施してまいります。また、移動懇談会でいただく市民の生の声も十分反映させながら、後期実施計画事業を積み上げていきたいと思っております。

次に、2点目の計画事業のローリングはどのようになっているかのご質問でございます。今回の総点検では、総合計画前期実施計画に掲げました365事業と行政改革アクションプランに掲げました122事業で重複する事業を除き、さらに毎年のローリングによって発生いたしました新たな事業を加えた、合計413事業について進捗管理を行っており、各事業についての評価を行っているところでございます。

具体的な手法といたしましては、特に総合計画前期実施計画事業の進捗管理と今回の点検評価とは深く連動させる必要があるため、事業目的、事業費投入量、活動指標、効果指標、1次評価、重要案件については市民会議意見を踏まえた2次評価を行った上で最終協議を行い、次年度予算を決定していくシステムとして段階を踏んで実施しているところでございます。

最後に、これらの結果を市民に示すべきでないかのご意見でございます。政策総点検で行いました83の重要案件については、広く周知を行うべく3月11日より市のホームページで公表してまいります。また、重要案件以外の330件の事業につきましては

も、担当窓口において公開をしまいる考えでございますのでよろしくお願いいたしません。

〔市長 井上久則 着席〕

○3番（田中清安）

ありがとうございました。ただ、くれぐれも申し上げておきますけれども、政策総点検は第二次総合計画とどう関連しているのかということをお聞きしたので、あくまでも政策総点検は総点検、計画は計画という考えではなく、そこはしっかり第二次総合計画を踏まえて政策総点検をした結果というふうに出さないと、市民に対する施策が分からないということでもありますので、そのところは十分認識していただきたいということです。これについて回答は求めません。要望しておきます。それでは、もう1点であります治水対策についてお伺いいたします。

「水を制する者は天下を制する」と、これは昔から言われておりますけれども、今私どもの家の近くにある山崎排水路という所の治水対策が工事を進めていただいております。ありがとうございます。ただ、この水路は上流が深く上流の開発が進めば進むほど、この対策は大変なことになるということを認識しております。今日、非常に異常気象が出ておまして、水の出方が昔のような水の出方ではないということがよく言われておりますけれども、やはり根本的な対策を講じないとこの治水対策はうまくいかないだろうと思います。

ちなみに、平成11年と平成16年の豪雨では下流部分の所が非常に床上浸水等ございまして、大きな被害をもたらした所でもありますけれども、上流部が宅地開発を進めると、その部分がもろに水の逃げがなくなりますので、全て水路に入ってくる。そうすると、いっきょに水の量が増えてくるということでもあります。今、駅の裏から水が流れておりますけれども、水田があります。水田に1cmの水を張りますと、大体10トンの水が蓄えられます。10cmであれば100トンになるわけですが、ここの水田がつぶれていくと、その部分の水がもろに排水路に入ってしまう。基本的にネックは、水が出ていく所が細くなっていて上流部がふさがれば、その分もろに水が入ることになるわけでありまして。そうすると、現状のままでは土地利用を規制しないと、ここの河川の最終の所を直さないのであればうまく機能しない。現状で見れば、水田が調整池になっているということでもあります。山崎排水路流域の土地開発を抑制することも重要であります。飛騨市の将来的な発展を考えた時にそれでいいかどうか。ここはやはり、議論すべきところであるだろうと思っております。

そこで、お伺いしたいのは、山崎排水路流域の土地利用と治水対策についてお伺いしたいと思います。まず1点目は、山崎排水路流域の今後の土地利用をどうするのか。土地開発については、国土利用計画、都市計画、農業振興地域の整備計画、これらの法律がありますけれども、この法律をうまく関連させて土地利用を規制していかなければならないということでもあります。これまで開発申請、いろんなものが出てくると思いま

すけれども、どのように対応していたのか。個々にバラバラと法律を対応しては、ここの総合対策はできない。基本的には市の基本方針がはっきりしていないから今の現状を招いていると思っています。そこについてお伺いしたい。

それから二つ目といたしましては、山崎排水路の改修にはJRの鉄橋の改修が不可欠であります。今、宮川につきましては、河床を下げてかなりのところまでは水が流れるようになっております。ただ、そこへ流れ込む水路等の流域がどうなっているかということも考えていかないと、今後の治水対策にはならないだろう。JRの協議というのは、なかなか難しいというのは私も十分認識しておりますけれども、難しいからやらないのではなく、何としたりできるかというふうに考えていかないと、これは市民に対する答えにならない。できません、できませんではない。ですから、そのJRの協議はどのように行われているのか。改修計画はどうなっているのかを2点目としてお伺いしたいと思います。

次に、3つ目として当地域の治水対策については、総合的な対策が必要であると認識しております。総合的な対策を立てるのは、なかなか一長一短でできるものではありませんし、いろんな機関との調整も必要でありますから、当然時間がかかります。時間がかかる間、どうやってその災害を防いでいくのかということですが、この間の水田以外の転用、先ほどほど言いましたように田んぼに1cm水を張れば10トン、10cmであれば100トンでありますので、今、田んぼがどれだけあるかということの皆様了解いただければ、どれだけの調整能力があるかということは分かると思いますけれども、そこは若干水田も調べておりませんので量は出ませんが、そこについてその対策をどうするのかということをお伺いしたい。

厳密に土地利用を規制するのであれば、園芸用のハウスを作ること自体もこれは規制の対象になる。実態としては言わざるを得ない。農業振興と相反することになりますけれども、そこも踏まえて市の考えを聞かせていただきたいと思えます。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 飯島昭憲 登壇〕

□基盤整備部長（飯島昭憲）

山崎排水路流域の治水対策について3点ご質問をいただきました。この質問については他部局にまたがる部分もございますが、基盤整備部の方で一括して私から答弁させていただきますのでよろしく申し上げます。まず、3点ご質問に答える前に、現状の仕事の内容について少し説明をさせていただきます。

山崎排水路の下流域では、近年では議員からもお話があったとおり平成16年豪雨災害により大きな浸水被害が発生しており、当該地域の治水対策は重要な課題であると認識しております。

現在施工中の治水対策工事は、山崎排水路の太江川との合流地点から上流へ約260

m区間の余裕高確保、敷下げおよび大久古用水路の掛樋の架け替えを行うものです。これにより、鉄道上下流での断面の不足および大久古用水路の掛樋による断面阻害を解消し、平成16年の豪雨災害時に古川土木事務所で観測された時間38mm程度の降雨に対して宅地への浸水被害の解消を図るものです。しかしながら最近では、議員からもお話しがございましたが50mmを超えるような降雨が頻繁に観測されているということもございますので、引き続き対応策を検討していく必要があると考えております。では、三つの質問について順次お答えさせていただきます。

まず一つ目の、山崎排水路流域の今後の土地利用についてどのように考えているか。また、土地開発の許認可等について関係課でどのように対応してきたのかについてお答えします。

市といたしましては、古川地区の都市計画において、積極的に用途地域を拡大するという考え方は現在のところ持っておりません。しかしながら将来、開発の必要が生ずる場合には、流出量の増加に対応した洪水調整池や、各戸貯留の設置を義務づけるなど総合的な治水対策を併せて検討する必要があると考えてございます。

なお、流域における都市計画法に基づく開発許可行為は過去に1件ございます。基盤整備部においては、排水計画の確認を行っております。

二つ目のJRの鉄橋の改修計画はどうなっているか。また、JRとの協議は行われているかについてでございます。山崎排水路の鉄道部分については、線形が屈曲しているため視覚的な阻害感がございます。しかしながら、最初に答弁をさせていただきましたように流水断面が不足するのは鉄道部分そのものではございませんので、今回の改修には含まれておりません。したがって、JRとの協議も現在のところ行っておりません。

三つ目の当該地域の治水対策については、総合的な対策が必要である。その間、水田以外への転用を規制するなどの土地規制等を講ずる必要があると考えるがどうかについてでございます。これにつきましては、平成21年に農地法等が改正され、優良農地の確保と有効利用の促進を図るため、農振地域の除外や農地転用については、より厳格な運用を求められるということになっております。市といたしましても現行法主旨にのっとり、適正に対応してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

〔基盤整備部長 飯島昭憲 着席〕

○3番（田中清安）

若干、再質問したいと思います。まず、農地転用についていろいろありましたけれども、実態としてみれば所有者から転用の申請が出た時に、なかなかそれに対して反論できないというのが実態だろう。そうなってくると、その土地利用について地域の地権者の全体の合意を取っておかないと、このところはなかなか難しい話になります。ですから、先ほど申し上げたのは、地域の土地開発についてどのように規制を出して、それをみんなに周知していただくかということをやらないと、現状のままでは出てくれば

そのまま許認可について許可せざるを得ないような状態になってしまうというふうの一つは思っております。

それから、今の改修についてはJRの所は直接関係ないので協議しないという回答がございましたが、将来的に見れば断面を見たとしても、JRの所が基本的にカーブになっておりますので、あれだけでは水がはけない。そうなれば、逆に言うと水路を別の所に変えるのかとか、もっとJRの所を広く取るようにするのかということを考えていかなければならない。現状ではまだその点に達していないのであれば、協議はないということでありましてけれども、しっかり将来的に見据えて計画を立ててJR協議を早く進めていただきたい。1カ所では駄目だろうというふうに思います。今後、その辺りの考えについては市としてどうお考えかお伺いしたいと思います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□農林部長（石腰豊）

ただ今ご質問いただきました農地転用の関係でございますが、先ほど答弁の中でも一部ございましたが平成21年度に農地法の改正がございました。その改正のポイントといたしましては、個人が農業に参入しやすくなる、これの促進。そして、株式会社でも農地を借りられるような体制整備。今ほどお話のように、農地の適正な利用に徹するというようなことがございまして、その中では農地確保のための措置の徹底ということで、転用規制の厳格化がございまして、今までは土地収用法等によりまして、ある程度緩和されておりました病院、学校関係、このようなもので事前の協議が必要になっております。私どもといたしましては、現法律にのっとりまして厳正な土地の転用ということで心掛けておりますのでご理解をお願いいたしたいと思います。

△市長（井上久則）

山崎排水路につきましては議員ご指摘のとおりでございまして、昔から大変な水路でございまして。特に低い所を流れているということで本線であります宮川のバックも入ってくるようなことございまして、いくら敷居を下げたとしてもはかないというような現状もあるわけでございます。そういったことございまして、これからの抜本的な改修ということになりますと、その上流にあります^{ゆきぎねはिसいゝろ}行真排水路という排水路が1本宮川へ抜けているわけでございますが、こういったものの改修につきましても検討はするけれども、どうしても最終的には宮川のバックが入ってきて、今度は杉崎地内で湛水をするようなことになるわけでございますので、本当に慎重に考えていかなければならないと思いますけれども、これの抜本的な改修につきましては先ほど田中議員から言われましたように、上流部分の水田面積をしっかりと確保することがとりあえずの抜本的な解決策かという思いでおります。

いろいろな話がございまして、駅裏の土地開発、区画整理などいろんな要望が出ておられて、担当部局で検討したけれどもどうしてもやはり基盤整備部としては、これ以

上の土地開発等々で農地を潰すと、この山崎排水路は確実にパンクするという結論が出ております。そういったことでございますので、上流部分の水田をこれ以上潰すということにつきましては、この山崎排水路の排水能力をいかに勘案していくかということも大切な要素になってこようと思っておりますので、こういったことを考えますと土地の農地の確保につきましては、そういったことを考えながら行くものですから簡単に区画整備等々に手を付けて行けるような状況ではないというような把握をしているところでございます。これからのJR部分等々の改修につきましては、太江川の改修計画もこれからしっかり出てくるかと思っておりますが、そういったことに合わせてもしできるのであれば、一緒にやっていけたらという思いで今いるところでございますが、現状といたしましては部長が答弁させていただいたとおりでございますので、よろしくお願いたします。

○3番（田中清安）

ありがとうございました。私も、宮川の改修が県の方でもう1回検討するという話もお聞きしておりますし、太江川の改修で今ボーリング調査も入っていますので、それと一体にやっていただきたいという意味であえて今回質問をしたところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、先ほど農地転用については厳正に処理をするという話がありましたけれども、基本的には個人の財産になってくると、なかなか行政としては弱いところがあると私は認識しています。ですから、地域にそのことをしっかり説明して、だから規制をするんだということをしっかり認識してもらわないと、そのところは担保できないということですのでよろしくお願したい。これを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔3番 田中清安 着席〕

◆休憩

◎議長（天木幸男）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 午前11時54分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（天木幸男）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。5番、野村勝憲君より資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。5番、野村勝憲君。

〔5番 野村勝憲 登壇〕

○5番（野村勝憲）

許可をいただきましたので、早速質問をさせていただきます。まず質問の前に、今朝

がたから飛騨市の人口や空き家の問題がでております。重なる部分がありますけれども念のため、おさらいの意味で私からも飛騨市の現状から進めてまいりたいと思います。

皆さんご存知のように、飛騨市は年間400人を超える人口減と、増え続ける空き家が約750軒あります。そして、65歳以上の人口が34.5パーセントと県内では24ある中でトップでございます。ちなみに、隣の高山市は28%で3割を切っております。一段と少子高齢化に拍車がかかっており、このままの状況が続けば町の中にも限界集落ができて、いずれ市そのものが限界自治体になる恐れがあります。

この1年間を振り返ってみても、神岡ではアーク工場さんが閉鎖され事業を撤退されました。そして古川では、地元の企業がメガソーラー事業で新規の事業で隣の高山市に進出するというので、産業の流出が残念ながら起きております。そして、もう一つ残念なことに、昨日も裁判の件で質問がありましたけれども、私は、その裁判の報道がマスコミによって流されているということで、決して明るい材料のない中で、飛騨市のイメージダウンを大変懸念しているところであります。

そうした中、今年に入って1月に40人、2月になりまして60人、もう既に100人の人口減が出ているわけでございます。このままのペースでいきますと、本年は場合によっては500人を超える人口減の可能性がございます。そこで、今の飛騨市の持っている資源、例えば自然と環境を生かした観光開発や、あるいは産業創出を取り入れた環境推進政策を前面に出して、飛騨市のイメージをいわゆる好感度に変えて、新しい地域ブランドを作りだして積極的に売り込む時だと感じております。

今回私は、新たな交流人口を生み出すため観光開発と、できるだけ人口流出を少なくするための産業創出の2点につきまして、私の考えも述べながら質問をさせていただきます。

それでは第1点目の観光開発につきまして、先ほども申しましたように自然を生かした観光開発についてお聞きします。

この地は豊かな自然が息づいており、森林の宝庫です。今、森林浴は体にいいと言われる、心と体の健康作りに役立てていこうとする森林セラピーの取り組みが全国に広がっております。現在、全国で48カ所の森が森林セラピー基地、あるいは森林セラピーロードとして認定され、新たな観光資源として売り出している自治体がございます。現在、岐阜県ではその認定をもらった市あるいは町や村は、現在のところありません。したがって、私は県下第1号の認定を受けて、心と体の健康づくりのセラピー観光マップなどを作って、そして全国に配信して新たな交流人口を生み出すという視点に立って、今が最大のチャンスではないかと思っております。したがって、飛騨市も今年中にその認定獲得に挑戦してみたらどうでしょうか、ご意見を伺います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 沖村三千一 登壇〕

□企画商工観光部長（沖村三千一）

それでは、自然を生かした観光開発についてお答えいたします。

森林セラピーとは、医学的な証拠に裏付けされた森林浴効果をいい、森林環境を利用して心身の健康維持、増進、疾病の予防を行うことを目指すものであり、森を楽しむことで心身の快適性を向上させ、保養効果を高めていこうというものです。森林セラピー基地とは、リラックス効果が森林医学の面から専門家に実証され、さらに関連施設等の自然、社会条件が一定の水準で整備されている地域のことであります。セラピーロードは、森林セラピー実行委員会認定の散策路のことであり、全国で48の森が認定を受けております。また、森林セラピストという資格を持った方が補助と助言を行っております。

森林セラピー基地やセラピーロード認定につきましては、自然社会条件等の評価や滞在施設面の評価、生理、心理、物理実験など、認定を受けるにはかなりハードルの高いことが実際問題としてございます。特に生理実験につきましては、森林部と都市部で行い、被験者の心拍変動性、唾液中のコルソジールやアマラーゼ、血圧などの反応を総合的に測定し、人への森林効能を科学的に実証しなければなりません。

面積の90%以上が森林である当市は、岐阜の宝物に認定された天生の森と三湿原回廊を筆頭に、白木峰や天蓋山、北ノ俣岳など登山のできる山、数河・流葉地区のようにトレッキングコースなど、自然を生かした観光資源は多々ございます。医学的証拠はありませんが、訪れた方々に、森林の持つ癒し効果を与えているものと思います。

また、市内には森林インストラクターの資格を有し、一般の方にももっと山を知っていただき、身近にしていいただきたいと活動されてみえる方もおみえですので、今後、インストラクターや、観光関係者、林業関係者から、医学的な観点などさまざまなご意見を集約するところから始めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 沖村三千一 着席〕

○5番（野村勝憲）

どうも、ありがとうございました。お手元の資料「全国の森」の地図をご覧になっていただければ分かると思っておりますけれども、岐阜県はないですが、隣の長野県には10カ所の認定を受けている森があるわけです。中でも長野県というのは、ご存知のように北信、中信、南信、東信と四つに分かれているのですが、飯山市を中心とした北信に随分と集中しているということで、私は実は若い時に3年ほど会社の勤めで長野市に住んでいたわけですが、北信の地区はよく知っております。したがって、森については研究しておりませんが、地域性という点ではこの飛騨市とまったく同じような地域性です。特に新潟に接している所などは、まさにそのとおりなのでございます。したがって、私はおそらくチャレンジすれば、この認定は多分クリアするのではないかとこのように、私は確信しているわけではないですが、感じております。もし、クリアすれば私は、企業が健康保険組合を持っております。そういうところに積極的に働きかけて、

そして民宿や、例えば流葉とか数河の民宿です。それから今朝ほども空き家のことが出ましたが、空き家を利活用して企業の福利厚生施設として利用してもらったらどうでしょうか。やはり、セラピーを受けるということになると、1日で帰って行くということではないのです。ある程度の期間、例えば1週間であるとかあるいは10日であるとか、滞在してもらえるわけです。そうしますと、新しい交流人口が生まれると同時に、企業にアプローチすることによって、そこから新しい企業との接点が生まれる可能性があります。そうしますと、企業誘致という道も開けてくると感じております。その辺はいかがでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（沖村三千一）

ただ今のご質問にお答えいたします。

先ほどお話しがございましたように、県下ではどこもないということで、初めてですのでどうかというようなお話でございますが、情報収集といいますその実態がまだ分かっておりません。この点もございますので、これまで取り組んでおられます他町村の状況を確認しながら、そこから始めさせていただきたいというようなことを思っておりますので、よろしく願いいたします。

□副市長（白川修平）

お答えさせていただきます。ただ今部長が申し上げたとおりでございますが、昨日、福田議員のご質問でもお答えしましたように、観光につきまして新たな視点の中で誘客をしないと、飛騨市の観光はこのまま観光客の入込数が少なくなっていくという危機感を持っています。そうした中で、いろんな観光資源を組み合わせることによって、観光客なり交流人口を増やしていかなければいけないという考え方につきましては、野村議員ご指摘のとおりでございます。

したがって、こういうものをどのように開発していくのか、どのように利用していくのかということ、行政と民間の方が一緒に考える組織としましてまちづくり協議会を立ち上げたわけでございます。したがって、ご提案のあったことにつきましては、この中でも提案をさせていただきながら、実現性があるのかどうかにつきましては、今後考えていきたいというふうに考えております。

○5番（野村勝憲）

ありがとうございました。参考までに、先ほどコピーした物これはⅠですが、実はここに「森林医学」Ⅰの方です。そっちの方はⅡなのですが、こちらは直井明さんという方が執筆されています。この方は、飛騨地区のエリアのご出身と聞いております。したがって、ぜひこの本を図書館から借りてきておりますので、読んでいただいて、先ほども森林アドバイザーのような方に、アドバイスを受けるというお話がありましたけれども、早速直井さんに接触を持たれたらいかかと思えます。ということで、参考にして

いただければと思います。

それでは二つ目の質問にまいりたいと思います。産業創出につきまして、私は次の3点について質問をいたします。いずれも環境をキーワードに、産業創出して地域ブランドの確立を目指すというものでございます。

はじめに、山之村では現在トウモロコシを生産されていると聞いております。したがって、山之村に「天空の森コーンスープ」仮称でございますけれども、民間企業にアタックして工場誘致をしたらどうかということで、質問をさせていただきます。

最近、BSジャパンの1時間番組で、これは2月にございました。また、ACジャパン。ACジャパンというのは、元の名前は日本公共広告機構です。ここが東日本大震災の後、全国の民放の放送局で山之村のおばあさん、皆さんご存知だと思いますけれども、お孫さんと会話する清水美江さん一家のCMが流されました。そうしたことによって、山之村に対する認知度と、イメージの良さは残存として残っているはずです。そして現在、先ほど言いましたように、地元住民と神岡商工会議所が中心になってトウモロコシの生産、販売に力を入れられていると聞いております。

この前、ゴールデンタイムの民放テレビで、朝食の汁の部分の人気度をやっております。その中で、味噌汁あるいはスープの部門で、コーンスープが食卓で人気ナンバーワンと発表されておりました。そして最近、円安傾向でございます。したがって、海外からのトウモロコシの値が徐々に上がってきております。国内産にとってはビジネス拡大の絶好のチャンスだと感じております。

そこで、山之村に食品メーカーにアタックして、そして誘致した上で付加価値を与えた地域ブランドのコーンスープとして、いわゆる一般家庭ではなくて一流のホテルとか一流のレストランに納め、値段は多少高くても。そして納めることによって、場合によってはその企業が持っている流通販路があります。その流通販路を生かして、現在山之村で乳製品であるとかチーズもそうですが、そういった物を作っているらしいです。しかし、聞いてみますとなかなか販路が弱いという話も聞いておりますので、いわゆるそういう相乗効果、山之村から生まれた物と販路を広げる相乗効果を狙ったらどうかと考えております。さらに、この地にはIターンされた、あるいはUターンされた家族が4家族あると聞いております。合計して、まもなく9人目のお子さんが生まれると聞いております。したがって、Iターン、Uターンした人達の雇用の場として、また少しでも人口減の歯止めをかける意味でも、ぜひ工場誘致を実現すべきと考えますが、市の考えをお聞かせください。

それから2番目としまして、昨年6月に私はアーク神岡工場閉鎖について質問をいたしました。残念ながら6カ月がたちました。その後、工場の再利用というのは私の耳には入っておりません。そうした中で、いまだ2名の方の再就職が決まっていないと聞いております。私は先回の議会でも、市として企業誘致含めて再就職の方々についての取り扱いについて、全力で取り組んでいくというお話を聞きました。ここで、その後改め

てどのような企業誘致活動をされたのか。また、就職されていない方々の斡旋状況を、改めて具体的にお示しくださいということで質問します。そして、私は今後の誘致活動はいわゆる二次、三次の下請け工場ではなくて、ここの建物も利用して、要するに地域のブランドの製品を作り出す。そういう企業に絞って、ターゲットを絞って誘致活動をするのが私はベストだと思います。今の時代は、ただこういう条例を整えたから、何でも来て下さい、ウェルカムですよという時代ではないのです。確実にターゲットを取って、営業戦略を立てて、それでアプローチして企業と向き合うことが必要なので、その辺も併せてお答えいただきたいと思います。

最後に、データセンター、メガソーラーについてセットでの誘致活動をしませんかということでございます。データセンターについてはやはり、今年の6月にも私は質問をしております。その後、私はこの1年間小浜市へ訪れまして、小浜市のデータセンターをはじめいろんな企業を回って、もちろん自治体も回ってきております。そういった中で私が感じましたのは、この地にはこの特化領域を生かした企業でないと、なかなか企業誘致はできないということを確認してまいりました。

たまたま先般、名古屋の方へ行きまして、私は名古屋商工会議所の会員でしたので企業の人たちといろいろ意見交換をしましてまいりました。そうしたら、その中でこういう話を聞きました。野村さん、実は私のところである所にスキー場を持っているのです。しかし、それはもうスキー客離れで稼働していない。休んでいる。この利活用を、実はメガソーラーで考えているのです。もう既に、そこに対して海外の企業がアプローチをしているのです。中国系なのか韓国系なのかちょっと分かりません。ちょっとそこまでは聞けなかったのですが、しかしその人曰く、ある会社の取締役なのですが、やはり海外の企業ではなくて、日本の企業で有力なところを今探しているという話を聞きました。そういう話を聞いて、後からも述べますけれども、電算システムの会社に行きまして、そこが今度東濃データセンターを造りますけれども、そこでの話も、今が東日本大震災を終えて最大の需要期なのです、データセンターが。それはなぜかといいますと、要するにデータを保管する震災によって難易度が高くなってきているわけなのです。したがって、基準が高くなっている分だけ新しいデータの施設があちこちで起きてきている。ご存知のように、松江でもできております。そういうことで、何とかメガソーラーと一緒にデータセンターを誘致できないかということを考えております。この二つは、雇用面では多くの事業は期待できませんが、要するに両方とも現場視察に来るのです。そうすることによって、ほかの業種の企業交流の場となっている。その良い例が小浜市です。したがって私は、次の産業創出の足がかりとなる、さらに飛騨市のイメージアップを図るためにも、このセットで企業誘致をして、次の異業種誘致への相乗効果を狙ったらどうでしょうかと考えております。これについては、市長のお考えをお聞かせいただければと思います。そして最後に、この1年間、市長はトップセールスをやると、今年の3月で表明されました。その間のトップセールス活動をされた企業名であるとか、

その成果を具体的にお示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは2点目の、環境をキーワードにした産業創出につきまして、私の方からデータセンターとメガソーラーにつきましてお答えをさせていただきます、はじめの2点につきましては担当部長からお答えさせていただきます。

今ほど提案をいただきましたデータセンターとメガソーラーをセットとした誘致活動でございますけれども、確かに省エネ技術が日進月歩で進歩していることによりデータセンターにおける消費電力は減少傾向にあることは確かでございます。それでも、ある程度の規模を有するデータセンターにおける電力需要は大きいと思われま。したがって、ご提案のメガソーラー設備を伴うものが実現されれば、昼間の電力の地産地消が図られるとともに、蓄電設備も導入することにより停電時等の電力供給を可能とし、企業等の経済活動への影響を小さくする効果も期待されます。

議員ご提案のメガソーラー一体型データセンターの企業誘致につきましては、今まで議論されてきました地底におけるデータセンター誘致に拘泥することなく、目先を「さらに次の異業種誘致へつなげるための誘致」と捉え、新たな候補地および手法で誘致活動を行う可能性を模索するというご提案であると思われま。東京に一極集中するデータセンターを地方に分散させることは、東日本大震災の教訓から国も支援するとのことでございます。

支援の中身は、地方にデータセンターを新設した企業に対し法人税を減税するとともに、建設に適した場所を調査し、平成25年度中に企業等に情報提供するというものでございます。報道がなされた後、総務省に直接確認いたしましたところ、新年度早々にも調査が開始される可能性があるとのことでした。今後、総務省との連絡を密にし、当地におけるデータセンター立地の優位性等について、市が打ち出している企業誘致のための各種支援策とあわせ積極的に情報提供をしてみたいと考えております。

しかしながら、現実的にはいくつかの課題があるのも事実でございます。まず、データセンターについては、データセンター構想が持ち上がった10年前と状況が大きく変化しております。I I J（インターネットイニシアティブ）が運営いたします島根県松江市のデータセンターが示すように、今や、建屋を必要としない露天のコンテナ型データセンターが一般化し、市場の価格競争にさらされているということでございます。つまり、初期投資を最低に抑えないと価格競争に勝てないという現実があります。また、I I Jでは車が7、8台しか止まっておりません。必要最小限の人数しか必要としないということでございます。

さらには、松江や福井県小浜市のデータセンターに関しては、原発が立地している地

域へ進出した企業へ電気料金の2分の1を8年間にわたって国が補助をするという仕組みがございまして、より優位性が発揮されているといえます。

次にメガソーラーにつきましては、積雪寒冷地での設置の場合、冬季の除雪のための離隔を考慮に入れ、通常より広大な敷地が必要となること、および適地と思われる箇所に農地が含まれている場合については、農振除外および農地転用の手続きが必要であるということがございます。

これまでもいくつかの照会がございましたが、適地での広大な敷地が確保できない現実がございます。こういったことから、これまでとは違った視点で対応していかねなければならないこともあると考えております。

次に、私のトップセールスについてでございます。就任以来、地元企業の訪問のみならず、出張の機会を捉えて親会社へ訪問し、トップの方々に企業の状況や要望等を伺ったり、地方経済の動向や飛騨市の状況を報告し、企業との絆を深めることに努力をしてみりました。

ここ1年以内とは断言できませんが、最近の誘致企業トップとの情報交換では、三井金属鉱業、三井金属エンジニアリング、日本レヂボン、田辺三菱製薬、喜多村、これは畦畑にある工場でございます。蒲スプリング、KVK、北村バルブでございます。や、アウトドアの用品メーカーでありますモンベル、こういったところに訪問をいたしまして企業の要望等を聞いているところでございます。

また、事業関連では名古屋グランパスエイト、関西ラグビー協会、岐阜県ラグビー協会、東京大学、東京大学宇宙線研究所、東北大学、浜松ホトニクス、この浜松ホトニクスというのは神岡町の光電子増倍管といったものを作っている会社でございます。プラネット社、日本スポーツ振興センター、関西電力、中部電力、北陸電力、JR東海、JR西日本など数多くの訪問をし、いろんな形の中で事業協力をしてまいりました。

また、ふるさと応援団関係では、東京岐阜県人会、大阪岐阜県人会、関東飛騨市会、東海飛騨市会、名古屋四水会などの会員と懇談をいたしまして、ふるさと納税や飛騨市のPRに努めてまいりました。

しかしながら、企業誘致は大変厳しい状況でありますので、一人でも多くの経営者と今後も信頼関係を深めて、地元企業の活性化のため、きめ細かく対応していきたいと考えているところでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（天木幸男）

続いて答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 沖村三千一 登壇〕

□企画商工観光部長（沖村三千一）

それでは、ご質問の1点目、2点目についてお答えさせていただきます。1点目の山之村に「天空の森コーンスープ」工場誘致についてでございます。

議員ご指摘のとおり、山之村は、豊富な自然資源に恵まれた土地でございますので、食品産業のイメージには環境的に適合する場所だと思っております。近年は、全国的にそこにしかない、こだわりの特産品を地域ブランドとして全国へ情報発信されております。

企業誘致については、雇用機会の創出にも最も有効と考えていますが、昨今の経済状況や、輸送時間、コスト面での地理的課題などから、実現は容易ではございません。好評である山之村のトウモロコシにしても、工場に提供できるだけの生産量を確保するためには、一定量の作付面積の確保が必要となりますが、面積増加に伴う獣害被害への対策や担い手不足など、現実的な課題が多いのが現状でございます。こうした課題を整理しながら、実現可能かどうか判断しなければならないと考えております。

2点目の株式会社アーク神岡工場閉鎖と今後の対応についてでございますが、株式会社アーク神岡工場では、正社員27名、準社員12名、嘱託職員2名、合せて41名の方が働いておみえになりましたが、正社員27名の方が再就職支援活動サービスを受けられており、いまだ4名の方の就職が決まっていない状態でございます。そのうち2名につきましては近日中に就職される見込みであり、最終的には、2名の方の再就職先が決まっていない状況でございます。

再就職支援活動サービス会社へ問い合わせたところ、2名のうち1名につきましては積極的に就職活動をされているため、近いうちに再就職先が見つかる見込みだとお聞きしております。最後の1名の方につきましては、再就職支援活動サービス会社による就職資料や斡旋情報などの提供が行われ、ご本人の意思に従って再就職活動をされており、今後も再就職支援活動サービス会社と連携を取りつつ、市で対応できることがあれば、対応してまいりたいと思っております。

工場跡地への企業誘致についてお答えいたします。株式会社アーク神岡工場の建物につきましては株式会社アークの所有でございますが、敷地の一部、事務所兼工場敷地につきましては、市有地となっております。このため現在、株式会社アークにおきまして土地、建物を合わせて売却するのか、売却できない場合は、市有地だけは建物を取り壊して市へ返還するのかを検討されているようでございます。また、一企業に売却するにも市有地に建っている工場部分の規模が、長さ64m、幅56m、高さ10mと非常に建物が大きいため、一企業が引き受けるには活用面で難しいと考えられますが、株式会社アークと連携を取りつつ、今後の動向に対応できるようにしたいと考えております。

今後の誘致活動についてですが、議員ご指摘のとおり「下請け工場ではなく、地域ブランドの製品をつくり出す企業」を誘致できるのが望ましいのは当然であります。そのためには、地域ブランドで企業を惹きつけるなど、この地域の持つ特性を十分に調査した上で、幅広く対応したいと考えております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 沖村三千一 着席〕

○5番（野村勝憲）

ありがとうございました。実は私、今の市長のデータセンターについては理解できるところもありますけれども、ちょうど井上市長がタイへ出張された時、お手元の資料にございますけれどもイノベーション、このパンフレットです。これをご覧いただきたいと思います。本体はこれですが、モノクロで申し訳ありません。

私どもは、昨年5月に議会全員で大垣のソフトピアへ行き、さらに土岐市へ視察に行きました。土岐市のアクアシルヴァという所を見たのですが、実は昨年大垣へ行った時には、既にこの電算システムという会社を私は本社へ訪ねて幹部の方3人とお話をしてまいりました。そうしましたら、もう既に私ども行った時はどうやら内定していたようですけれども、現在、大垣に西濃運輸さんと電算システムさんJV、ジョイントベンチャーを組んでデータセンターをお持ちなのです。残念ながら、私達は視察できませんでしたが、実はこの施設は見せてもらうことができたようです。それは置いて、その時の3人の話を聞いて、なぜ土岐市に進出したのですかと聞いたところ、実は4カ所をリストアップした。残念ながら飛騨市は入っておりませんでした。一つは大垣の今ある所から、県が持っている土地がありますと。そちらへ県から打診があったようです。そちらへ増床するならという話で。しかし、そこではという話で、いろいろ4カ所。具体的にはあと2カ所は言えませんけれども、最終的に土岐市に決めた。では、なぜ土岐市なのですかという、岩盤の良さ、それからアクセスも良いです。今度、五斗蒔にスマートインターができました。それもありますけれども、最も注目したのはイメージだと。「電算システムさん、私は土岐市に家がありますので、ちょっとあれなんです、あまりイメージ良くないですよ」と言いましたら、「いやいや、野村さん、土岐市ではなくて隣の多治見市の非常にイメージが良くなって、元気になってきている」確かに古川市長になって、多治見市は世界のアマゾン、これは今700人くらいの企業ですけれども、現実に多治見で700人雇用できる。それからトヨタ紡織、これはシートを作っていますから、そのテストコースを今作っております。それからトヨタ自動車、これは全国のディーラーを研修する施設を誘致している。さらに日通。このブランド力があるわけです。したがって東濃全体の今イメージが良い、そこに進出するということでお話を聞いてまいりました。「なるほど」と。「ところで飛騨市はどうですか」という話をしましたら「残念ながら飛騨市さんはちょっとイメージが」という話でした。深く聞いても大体分かりますので。そういうことで、私はこの地のイメージを良くして、次の企業を受け入れる、そういうことをやらなければいけない時に来ているのではないかと思います、これは参考までに知っておいてください。

それから、メガソーラーにつきましては私の考えは、まだアイディアだけで申し訳ないですけれども、数河高原スキー場が今民間の土地になっているようでございますけれども、ああいった所、例えば、人から聞いた話で申し訳ないのですが実は、結構、東から西に沈むまで日照が長いということを知りました。現実に高山では古川から出る会社

と、飛騨産業の社長ともお会いして、そのノウハウをどうしたらいいですかと、そのヒントも得てまいりました。したがって、そういうチャレンジしないと、いくら条例を作っても向こうから来ないのです。先ほど言いましたように、こちらからターゲットを決めて攻め込むということをぜひお願いしておきます。

さて、先ほどの山之村の件でございますけれども、私はここは可能だと思うのです。具体的には、これから私は名古屋の企業にアタックをしようと思っています。私はぜひこういうことを考えているのです。ようするに、山之村でコーンのスープ工場ができたとします。そうしたら次は、河合に和紙があります。この和紙をうまく活かして、ほかの都市部の企業とコラボレーションして連携をして、地域ブランドをしようと考えております。その件について、沖村部長いかがでしょうか。

◎議長（天木幸男）

この件につきましては質問内容になっておりませんが、お答えできればさせていただきますので。

○5番（野村勝憲）

地域ブランドとして聞いているわけですから。大枠の中で。

◎議長（天木幸男）

よろしいですか。

□副市長（白川修平）

山之村の話の前に、メガソーラーの話もさせていただきたいと思います。

先ほど、高山市の方で造られるというような会社のお話もございました。この話につきましては、市として全く知らない状態で放っておいたわけではなくて、具体的な提案もあり、またそれについて市の中でもいくつも検討をさせていただいたということでございます。先ほど部長の答弁でもございましたように、どうしても積雪という問題がございます。積雪ですと、メガソーラーそのものも壊すということもあるのですが、雪がかぶりますと当然発電できないということで、投資するコストをいかに回収できるかというような単純な損益分岐のこともございまして、いろんな施設の中で検討されて結論を出されたわけでございます。別の会社の方からも具体的な引き合いもございましたし、それについて提案もさせていただいたことも事実でございますが、いろんな問題といたしますか、雪の問題で今日に至っていないということでございますので、全く事務所にこもって何もしていないという状況ではないことにつきましては、ご説明をさせていただきたいと思います。

それから、天空の森のコーンスープの話でございますが、こういう話につきましては当然有り難い話だと思っています。当然、どなたさまが仲介をされるにしましても、こうした企業が進出するということは非常に有り難いことでございます。いろんな課題があるということは部長が申し上げたとおりでございますが、そうした課題をクリアしてでも企業が来てくれるということについては、当然、市長はじめ職員一体となりまして、

そうした企業の受入れにつきまして努力をさせていただくつもりでございますので、議員の方でもし具体的な事の中でお話が進むようございましたら、市としましても全力で協力をさせていただきたいというふうに思います。

○5番（野村勝憲）

どうも、ありがとうございました。それでは、アークさんの跡地利用についてですが、私の考えを申し上げますと、私としてはこの跡地を再利用して地域ブランドの製品は可能だと思うのです。そのヒントは、昨年10月に確か飛騨市まちづくり協議会に、鈴木市長が夕張から来られました。あの時実は、夕張に2社企業誘致されたという話でしたが、私も5、6年前に夕張に行きまして、当時の藤倉市長さんにお会いしたりして、なかなかここで企業誘致は大変だと。現実に緑陽団地があるのですが、確か13年ほど3区画が塩漬けになっていました。全然売れない。あの市長に変わってから、1年半で全部売れてしまったのです。私は、最後の12月3日に調印されました、その企業に注目しているのです。実は驚くなかれ、ブランドを付けた企業なのです。夕張というブランドを。それは夕張メロンだけではないのです。夕張の湯たんぼを作る会社を横浜から誘致したということなのです。非常に私は消費者のマインドをうまく捉えたと思います。やはり夕張というのは財政破綻しています。非常に気の毒だなというのが全国に広がっていますし、最近鈴木市長はテレビに出たり、マスコミに取り上げられたりしています。それも給料3分の2カットして25万9,000円で奮闘されていると聞いております。それはいいんですけども、そういった中で私はひょっとしてその会社は横浜にあるのですが、こちらからもアプローチして、要するにダブルチョップ形式、飛騨ブランドで湯たんぼを作ってもらって、例えば奥飛騨ブランドでもいいですね。例えば夕張の湯たんぼを静岡から東については販路をそちらの方に任せてもらって、愛知県から西はこの飛騨のブランドで作ってもらうことはできないかと。その会社は商社なのです。そうすると流通チャンネルについてはいろんなところに入っていっちゃいます。ですから、そういうことをちゃんと研究されたらどうかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

△市長（井上久則）

野村議員はどちらかといいますと、聞いておりますと、行政は何もしていないのでもっとしっかりしなさいというような意味にとれるわけでございますけれども、このアーク一つに捉えてもそうですが、今ほど部長が言いましたようにとてつもない大きな建物で、そこに入る企業というのはやはり下請工場とかそういったものが入るわけでもないしということで、いろいろ的を絞って誘致活動に、今もですけども走り回っているのが現状でございます。

ただ、やはり地域としては交通とか距離とかいろんなことを勘案しますと、なかなかすぐ企業が見付かるものではないということでございます。今ほどいろいろ例を挙げておっしゃいましたものですから、これからやはり野村議員におかれましても「こういっ

た所がある」、「こういった所へ行ってみたら」というようなことがございましたら、ぜひ情報を流していただければ、私達の気がつかないそういった業種の所へも駆けつけていけると思いますので、その点お願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

○5番（野村勝憲）

どうも、ありがとうございました。どちらにしても企業というのは、行政の本気度を見ているのです。その本気度は、やはりそれぞれ企業によって違うかもしれませんが、具体的なテーマを持ってアプローチすれば、こちらの資料にありますようにデータセンターが、昨日の岐阜新聞に東濃データセンターが出ておりました。やはり、明るい話題のあるニュースを飛騨市もこれから発信して行けたら、そういうことを期待しまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔5番 野村勝憲 着席〕

◆休憩

◎議長（天木幸男）

ここで暫時休憩いたします。再開を1時55分、10分間休憩いたします。失礼しました。2時であります。

（ 休憩 午後1時47分 再開 午後2時00分 ）

◆再開

◎議長（天木幸男）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、私は3項目市長に伺いたいと思います。まず一つ目に、経済的弱者に福祉灯油券の発行をとということで伺いたいと思います。

この飛騨地方、今日は暖かめでありますけれども、特にこの北部に位置する飛騨市は依然として厳しい寒さが続く地域であります。この冬は雪が少ない代わりに朝晩零下の日々が多く、ガソリンはもちろん灯油や電気など、暖房のための出費が市民皆さんの家計にひびいています。けれども、燃料費がかさむ原因は寒さだけではありません。

アベノミクスという言葉も、よくニュースで耳にします。安部さんのエコノミクス、つまり「安部首相の経済学」とマスコミが持ち上げている、政府の緊急経済対策、これにも燃料高騰の原因があるのです。

大胆な金融政策として政府は、無制限な国債の増発と日銀による国債の無制限購入を求めています。物価上昇に2%が実現するまでというのですから、これはもう大変なことです。

昨年12月の衆議院選挙に向けて、安部首相が金融緩和を叫びだしました。すると、11月半ばから株価が連続で上がり出しました。報道によりますと、この2月現在での12週連続の株価値上がりは、54年前の岩戸景気以来だそうです。けれども、実体経済が良くなっているわけでもないのに株価ばかり値上がりするのは、これは一種のバブルです。そして今、金融緩和策で上がった株が原油商品相場への投機にも広がり、また急激な円安でさらに灯油価格が値上がりしている。そういう昨今だというわけです。このことはもちろん岐阜県内、そして寒冷地である飛騨地方にも、当然アベノミクスによる影響が出ております。燃料が高騰しています。

かつて飛騨市は、低所得者、高齢者世帯あるいは障がい者家庭、母子家庭などに福祉灯油券を発行して大変喜ばれました。平成19年から20年にかけての冬のことです。当時の実績を見ますと、平成19年で1,037世帯に6,000円の灯油券。翌20年には874世帯に10,000円の灯油券が交付され、合計約1,500万円の助成を行っています。現在の燃料高騰は、気象状況、物価高騰による生活苦難、年金の目減り、こういうことからいっても市民の皆さんの暮らしに、これまでにない大きな打撃を与えられています。

まだまだ厳しい寒さが予想されます。そして、今年もまた11月が過ぎれば冬は到来します。ぜひ、福祉灯油券の発行で経済的弱者の生活を守っていただきたいと切に願いますが、いかがでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、経済的弱者に福祉灯油券の発行をについてお答えいたします。

緊急福祉灯油券交付につきましては、籠山議員が述べられましたように平成19年度において原油価格が著しく高騰したことにより、国の緊急対策、特別交付税措置がございましたが、としての支援もあり、全国的に実施した地方自治体がありました。

当時は、灯油価格が1リットル当たり20円以上、最終的には30円～45円ほど値上がりしたのですが、値上がりする中で、高山市、下呂市とも相談しながら12月議会において議決をいただき、実施いたしました。

現在、過去16カ月間の灯油価格推移を見ますと、山がいくつかある中ではございますが、昨年11月下旬から上昇を始め、最安値でありました平成23年11月7日の金額と比較いたしますと、2月25日現在ではございますが1リットル当たり13円値上がりをしております。

北海道や長野県、東北地方で実施されている自治体もありますけれども、灯油価格はピーク感があり、まもなく春を迎えようとしておりますので、今現在、灯油券交付につきましては考えておりませんのでよろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○17番（籠山恵美子）

もうすぐ春だということですが、本当に高齢者の方々に聞くと分かるのですが、古川祭が来てもあるいは神岡祭が来ても、その後6月の梅雨時までストーブは必要だと皆さんおっしゃいます。そういう状況が飛騨の季節なのです。寒い季節を持つ地域なのです。

私は先ほど、物価上昇率2%実現は大変だと言いましたけれども、これはなぜかという、それは市民生活にとって実質的に賃下げと増税を意味する。そういう生活が続くからなのです。これまでのいわゆるデフレ状況下でも、何もかも商品は値下がりしていません。総務省の消費者物価指数というデータから、品目別の物価指数の推移を見てみるとよく分かるのです。つまり、バブルがはじけた1997年、平成9年から15年間、食料品はまったく下がっていません。水光熱費やガソリン代は逆に上がっています。電化製品は下がっていますが、これは例えばテレビやパソコンなど実際の販売価格は同じですが、以前より性能が良くなればその分、値下がりしたと計算されて物価指数が出されるそうです。ですから、総合的に政府の言う2%上昇を実現しようとするれば、食料品や水光熱費などの生活必需品目が毎年4～5%以上のペースで上昇しなければならない。これは、給料が上がらない勤労者にとっては、また年金の目減りする高齢者にとっては、消費税率が3%上がったのとほぼ同じだそうなのです。

また、それとは別に今国では消費税10%増税法が通ってしまいました。こういう中で、この寒冷地飛騨市の厳しい冬の生活があるわけですから、本当に大変なのです。本来ならもっともっと暮らしへの支援策を充実してほしいところですが、とにもかくにもこの冬期間の支援として、経済的に大変な家庭により速く福祉灯油券を交付していただきたいと願うわけです。

ただし、前回の福祉灯油施策には先ほどおっしゃったように国から2分の1の補助がありました。執行部にとっては財源をどうするか、そこで躊躇するのだらうと思いますけれども、財源について一つ質問があります。水上財政課長にお聞きしたいと思います。この福祉灯油を実現する場合、「さて、財政をどうしようか」と多分考えられると思うのです。

国は、この1月に発表した12月補正予算で「地域の元気臨時交付金」1兆3,980億円を計上いたしました。この交付金は、あくまでハード事業が対象でして、自治体の新年度予算の建設事業の新たな財源にすることができます。ですから、飛騨市もこういう交付金を使えば、支出を予定していた建設事業の一般財源が余りますから、ほかの事業や福祉サービスへ充てて活用することができると思うのです。このことが可能だということの確認です。そして、余った一般財源を、このような福祉灯油の財源に充てることは可能だということの確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□財政課長（水上雅廣）

お答えいたします。少し長くなるかもしれませんが、今回の地方の元気交付金についても多少説明をさせていただきながら、答弁をさせていただきたいと思います。

今回、議員がおっしゃったように、国の補正に伴いまして地方の元気交付金というようなものが交付される予定になってございます。総額で1兆4,000億円弱ということになっております。このことについては、今回国が補正で追加の公共事業の予算を組んでおりますけれども、それに伴いまして地方が補正を組んで乗せて行ける部分、その部分の地方負担分の8割に相当する金額について、今回の元気交付金を算定の基礎として、その金額を設定するということになってございます。まだ、国の方でもその額がしっかりと算定をされておられませんし、事業の精査も今しているところでございまして、どのような形で、何割が地方に交付されるのかといったところがまだ不明瞭な部分がございます。

また、この交付金のそのものを充当対象でございますけれども、先ほど議員も申されましたが、各地方の公共団体がまず実施事業計画書等を作成いたしまして、そこに掲載される事業、要は地方の単独事業あるいは建設公債の発行の対象となる国庫補助事業の地方負担といったようなものに充当することが可能だということになっております。

ただ、この実施計画書につきましては、交付金額が決定した後の計画策定となっておりますので、いずれにしても25年度にこういったことが行われるということになるかと思っております。

こうしたことから、今回上程させていただきました補正予算5号については、関係する工事費については計上させていただいておりますけれども、財源の手当てとしては元気交付金を上げてはございません。要は、これを基にして今回の補正で上げました追加公共事業の裏負担分を基にして算定される元気交付金、これは25年度の当初予算に計上いたしております建設事業に充当されるべきものであるというのが趣旨でございますので、そのように理解を私はしております。

そうした場合に、一般財源が生まれるのかどうかということでございますけれども、25年度の予算の中では当然に補助事業、あるいは地方単独事業につきましても起債等々の財源手当てをしてございますし、当然今の元気交付金というのは、そういったものに充当されていくべき特定財源であろうというふうに思っております。

また、そうしたことからいろいろ充当先を考えていって、結果として一般財源というものがいくらか生まれてくるようなこともあるかもしれませんが、生まれた一般財源につきましては、一般財源総枠の中でいろんな施策に対して手を打っていきべき財源だろうと思っておりますので、施策についてのコメントは控えさせていただきますけれども、今回についてはそういうことでご理解をお願いしたいと思っております。

○17番（籠山恵美子）

総務省の執行スケジュールという資料の中では、ちょうど今の時期に、各それぞれの追加交付事業の補助金等の内示などが行われていて、4月の後半ですかね、追加公共事業などへの交付金による現金交付ということがされていますので、本当に今大事な時期だと思います。結局、どこに充当するかということについてはということでしたが、やはりこれは政治姿勢です。こういう本当に経済的弱者に対して、どういう手当をすることが良いのか、市長がどう思われているのか。人にやさしい自治体とする、お年寄りを元気にするとおっしゃっていますので、こういう福祉灯油のことをどう考えるか、それにかかってくるような気がします。

先ほど部長から値上がり高のことを言われましたが、私も調べました。やはり、灯油をどこでどう買うかによって値段が微妙に違いますので、私は経産省の資源エネルギー庁が公表している岐阜県内の灯油の店頭価格で見ました。

昨年11月12日付で18リットル缶が1,625円、リッター90円でした。それが今年の2月25日には1,814円、リッター100円。わずか3カ月で189円も値上がりしています。

ところで、福祉灯油券が発行された平成19年、20年の冬はどうかといいますと、同じ11月12日は1,571円、リッター87円です。翌年の同じ2月25日には1,718円、リッター95円。これは、同じ3カ月で147円の値上がり幅でした。ですから、値上がり幅はもちろん、1リットルの単価も今の方がずっと割高なのです。それだけ生活が大変だということなのです。

ある母子家庭の方にお話しを伺いました。お年寄りと子供の5人家族です。手取りはお正月には8万ということでした。休暇がありましたので。手取り8万～10万円、それから児童扶養手当というのは生活です。200リットルタンクの灯油を配達してもらおうそうですが、お風呂の湯沸かしとストーブで1カ月からもっても1カ月半だそうです。月2万ほどの灯油代とうことなのです。相当の負担だと思いのです。それでもこの母子家庭の方は、お風呂は1日おき、残り湯は洗濯機で使う、そして湯たんぽに入れるお湯はもちろんストーブの上で沸かす、コンロは使わない。そうやって働きながら大変工面しているということでした。また、ある一人暮らしのお年寄りは、零下が続いたこの冬ですけれども灯油が高いために、夜に少しだけストーブをつけて、朝からお昼近くまでこたつにもぐって寝過して我慢している。朝ごはんも食べないのです。寝過して我慢している、そういう生活だということなのです。

ここで市長に伺いますけれども、せめてこういう経済的弱者に最優先で福祉灯油券を交付したらいいと思うのです。こういう似たり寄つたりの高齢者はもともと大勢おられると思うのです、市内には。このような冬季の暮らし、冬の季節の暮らしをしているのでは、高齢者は元気にはなれません。心身ともに病んでしまいます。飛騨はまだまだ寒い地域ですから、私は1日でも早く福祉灯油券を交付する。そういう対策を取るべ

きだと思えますけれども、いかがでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

実情と申しますか、そういったことはよく分かっているつもりでございます。先ほど部長が答弁いたしましたように、前は12月議会で認めていただいて冬を迎えたということでございます。今は3月、25年度当初予算の時期で、3月になりまして今からだんだんと暖くなる時でございますので、そういった実情はよく分かりますけれども、今のところ灯油券の交付につきましては考えていないというのが、私も同じ考え方でこういった答弁をさせたということでございます。

この経済状況につきましては今始まったばかりでございますので、これが今年1年どう変わってくるか分かりませんが、平成25年の冬を迎えるにあたって現状等々を把握しながら、それは考えるべき問題ではないかというふうに感じておりますので、現在のところは先ほど部長が答弁したとおりでございます。

○17番（籠山恵美子）

寒い冬ですから灯油は欠かせないという話はしましたけれども、これはどの家でも大体お風呂はボイラーでたくものですから、灯油は1年中使っているところが多いと思います。オール電化の家庭以外は、ですから、この冬に向けてしっかりと考えていただきたいということを要望して、二つ目に移りたいと思います。

市産材を使用した住宅建築に補助して、内需拡大の促進をということで伺いたいと思います。

岐阜県では、岐阜の木で家づくり支援事業というものによりまして、県産材を使用した住宅建築に補助をしております。けれども、条件のハードルも高く厳しく活用しにくいというのが現状のようです。といいますのは、1棟当たり20万円の補助が付く県の制度ですけれども、募集棟数に限りがありまして、先着順です。しかも、岐阜性能表示材認証制度で認証してもらうための手数料が高い。ですから、割高な建材を使って住宅を建築して20万円の補助金をもらっても割に合わない。まして、先着に漏れたら結局負担ばかりが増えるということで、建築業者もお客になかなか勧めにくい制度だとおっしゃっておりました。飛騨市でもあまりこの制度の活用はないのではないのでしょうか。

93%が森林の飛騨市です。飛騨市の市産材をもっと活用して、林業振興を図ることが大事です。そのためにも、市産材を使用した住宅建築に市独自の補助制度を設けて、林業振興と内需拡大の促進を図るべきだろうと思います。新年度の施策として、木質燃料の活用に補助制度が設けられています。林業振興のためにいろんな政策があつていいと思うのです。

先ほど、野村議員の質問に答弁された副市長でしたか、市長でしたか。いろいろあつていいと、同じようなこととおっしゃっておりました。本当にそのとおりでいいと思います。

市内のある木材業者の方は、このままでは後4、5年しかもたないと嘆かれております。山から木材を切り落とす生業がなくなれば、製材業も成り立たなくなってしまうのです。何としてもそういう危機は回避しなければなりません。

私は、消費税増税には反対の立場なものですから、ちょっと皮肉なことなのですが、住宅建築会社の話では増税前の駆け込み事業が今、この建築の世界でも既に始まっているそうです。新築するお客が増えているということでした。それはそれで悪いことではありません。ですから、ここで飛騨市も市産材を活用する住宅建築に一定の補助制度を設けて、大いに林業関係者の生業を支援する。そして、林業振興を促進させる。こういう良い循環を作っていただきたいと思います。

高山市では匠の家づくり支援事業という、市産材使用の住宅建築補助制度を設けております。県の先着順の限定制度とは違いまして、高山市は申請すれば確実に補助されるというものです。建築業者も進めやすく、またお客にも喜ばれているということでした。森林組合の仕事おこしにも拍車がかかるというのが高山市のスタンスのようです。

市産材を使用した住宅建築に補助する制度、ぜひ飛騨市でも作るべきだと考えますが、市長いかがでしょうか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔農林部長 石腰豊 登壇〕

□農林部長（石腰豊）

それでは、ただ今の市産材を使用した住宅建築に補助を、また内需拡大をとということのご質問でございます。

議員ご周知のとおり、県では岐阜の木で家づくり支援事業により県産材の活用促進を支援しております。高山市では、市産材、高山市内で伐採されました木材製品の利用促進のために、匠の家づくり支援制度があります。いずれも家を建築する場合の土台、柱など主要構造材といたしまして、80%以上かつ5立方メートル以上の使用が県、市それぞれの基準を満たすものとして補助対象とされております。

補助の対象となる木材につきましては、規格を満たす必要があります。県産材として製品出荷するためには、認定工場として岐阜証明材制度登録事業者であり、かつ県内事業者は岐阜県木材連合会の木材登録業者であること。認定基準に定める品質基準および寸法基準に適合する製品を管理できる機械を有していること。品質管理が行える木材乾燥技術者の有無などがあります。飛騨市内には数社の製材所がございますが、乾燥施設まで整備された製材所は1カ所のみであります。

地域市産材として使用するためには、県と同様な基準が必要と判断しております。市内団体では、この認定工場としての登録につきまして山林の伐採実績、所有製材設備、認定工場として毎年必要となります年会費などについて検討が行なわれましたが、地域のように山が急峻で豪雪地帯での木材の用途は、主として柱材ではなくベニヤ材、パ

ルプ材などの間伐材であるため、個々の判断によりまして登録は見送られております。

高山市においては、材料の全てを市産材としての調達は困難であると認めているため、県産材の使用を広く認めており、市内林業振興には結びつきにくいようですが、施主、工務店の方の内需拡大の部分につきましては寄与している状況にあります。

飛騨市の林業は、間伐によるベニヤ材、パルプ材など不良木の伐採が主な事業となっており、建築構造用木材の購入状況はそのほとんどが飛騨市以外からの購入となっていることから、地域材、地産材を活用した補助事業創設には十分な検討が必要と考えております。

現在市では、市の森林資源を活用するための施策として、木質燃料ストーブ購入補助金制度を導入予定であります。その動向を見ながら次の段階として、切り捨て間伐材として山林内に放置されております残材の利用についても利用方法を模索したいと考えております。以上でございます。

〔農林部長 石腰豊 着席〕

○17番（籠山恵美子）

部長の答弁では、なかなか市内の市産材というのは、住宅建築には不向きであるというようなニュアンスもありましたけれども、でも100%不可能というわけではないのですよね。私は、いろいろな基準がある、いろんな問題もあるということを縷々述べられましたけれども、昨日、今日とほかの議員の質問の答弁を聞いていまして、何というのでしょうか、この本議会の質問の答弁というのは、別に答弁の保留する場所ではないと思うのです。検討の余地があるとか、十分検討しなければならない、こういう課題がある、ということは縷々市長はじめ述べられるのですけれども、1週間前に通告を出しているわけですし、調べようと思えばとことん調べられるわけですから、それで可能性をもっともっとしっかりと見出すということなしには、やはり新しい発展はないと思うのです。特にこの林業などはそうなのです。ほとんど森林で埋め尽くされているこの地域で、どうやってそれを利用して内需拡大に努めるかといったら、それは折れ曲がった杉材たくさんあります。けれども可能性を考えれば、例えば製材所にきちんと補助をして、1カ所だけではなく数カ所やるのなら、数カ所にきちんと乾燥までやってもらって認定できるだけの力を付けてもらえる、そういう支援もしながら、住宅建築というのは大きいですから、仕事としては。そういうものにも可能性を見出していくということを、ぜひやっていただきたいと思うのです。

十分な検討が必要ということですので、動向を見ながらということですので、いつそれをどうやってどこまで待ったら、どんな答弁が出てくるのかなと思うのですが、市長、いかがですか。こういう問題については、発展性はありませんか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

籠山議員の質問が、そういう答弁をしなければならない質問だということでご理解いただきたいと思います。

一概に、飛騨市で取れる木材が全て家の建築に間に合わないということではございません。それは使えると思います。ただ、例えばですけれどもこの辺の材の種類を見ますと、ほとんどがスギでございます。ヒノキは北限が来ておりますので、たぶん飛騨市にヒノキはほとんどないと思っております。そういったことを考えますと、家を造るための材がどういったものが飛騨市にあるかということをしかり把握した上でいかなければ、作ったものは絵に描いた餅になると思います。ただ、そういったことで100%利用できないということでもないということもあるものですから、こういった答弁をせざるを得ないということでございます。この辺はやはり地域のみなさんで山をもってみえる方が、もっと山に意欲を持ってできるように木材価格が上昇したり、どんどんと切っていくような、そういった時代になってくればこういったことも必要になってこようかと思っておりますけれども、今はなかなか山にそういった意欲を持って向かう方が少ないという中で、どれだけ家を造るために市からできる材を使えるかということにつきましては、なかなか難しい面があるということでございますので、この辺はご理解いただきたいと思っております。

○17番（籠山恵美子）

多少なりとも今のような答弁を最初からしていただければ、事情は分かります。それから、市長は以前、これからの山は広葉樹を植樹していくんだというお話もされてきました。そういうことであれば、可能性、展望がないわけではないわけですから、今すぐ来年でもやれとなどという話ではなくても、飛騨市のこの先の将来展望として広葉樹を広げるという計画があるから、そういう時に沿ってこういうものも考えていくということも、答弁としてはあり得ると思うのです。私が市長だったら、そういう答弁しますよ。もう時間がないので、そういうことも展望しながら、要望しながら三つ目に入りたいと思っております。

飛騨市の顧問弁護士の解任を求めることについて伺いたいと思っております。この間、飛騨市ではニコイ、戸市、起し太鼓会館に関わる裁判3件続いて訴訟判決が下されまして、飛騨市はいずれも敗訴です。

判決の中身についてそれぞれ検証してみました。ただし私は、ニコイの問題は判断が付かず提訴については棄権いたしましたので、戸市の山林購入と起し太鼓会館の土地購入問題2件について、裁判記録を全て調べて検証いたしました。やはり、いくつかの大きな疑義が残ります。そして、飛騨市の代理人となった顧問弁護士の存在については非常に問題があります。このまま顧問を継続することは、私たち市民にとって一利もないと考えています。よって、顧問弁護士の解任を市長に求め、その理由などを裁判の内容、経緯と絡めながら言及したいと思っております。

私はこれまでいろいろな裁判に関わり、傍聴してまいりました。神岡じん肺裁判は、今でもずっと傍聴しています。飛騨市に関するものでは、かつての増島保育園運営事業者の地位確認についての裁判は全部傍聴いたしました。起し太鼓会館の土地購入の損害賠償裁判と戸市の山林購入の損害賠償裁判は、電話会議という特殊な裁判で傍聴はできませんけれども、特に起し太鼓会館の問題は、真相究明を望む広範な市民からの支援を受けて、市民の会の原告として私は深く関わってきましたので、手持ちの相当な量の資料と照合しながら裁判記録を全部検証してみました。

戸市の問題は皆さんご存知のように、議会自ら設置した調査特別委員会の延長線上の裁判ですから、私はその委員の一人としてしっかり見守ってまいりました。また、現地調査にも入りました。たくさん関係資料を市に開示請求して、それと照合しながら検証いたしました。

昨日の洞口議員の質問に対する市長答弁で、戸市の裁判の判決の矛盾が明らかにされました。質問時間が限られていますので、私はこの戸市の問題については割愛します。

調査委員会で追求してきた委員としては、事実がゆがめられ、焦点をそらされたまま市長の裁量でくくられているこの裁判、判決では市民に説明がつかないと私は思います。ですから控訴を願いました。しかし、市は控訴を断念しました。ある意味私は、これも市長に与えられた裁量なのかと思っています。井上市長に与えられた裁量ということです。

しかし最も大事なこと、それは、地方自治法でいう市長の裁量というのは、自治法にある様々な法令を、市長という特別公務員として遵守した上での裁量権だということです。

「総理大臣は、憲法を守るべき公務員の筆頭」このことを国政ではよく言われます。これには皆さん、そのとおりだとおぼろげに思います。同様に市長も同じです。「法令を守るべき地方公務員の筆頭」です。法令を順守すべき公務員の先頭に立つ市長が、ルール違反をしていいわけがありません。私たち市民は、井上市長に対しても当然このことを求めます。市民の皆さんもそうだと思います。

しかし、今回の戸市、起し太鼓会館双方の裁判判決の意味は、市民や職員が、例えば「おかしい」、「これはルール違反だ」と思う行為、あるいは事例があっても、井上市長が「あの裁判の判例を見なさい。私の頭の中の構想のためにやったことだ。これは市長の権限だ。裁量権だ」と言えば、どんな独裁的なことでもなし得る。場合によっては、脱法的なこともなし得る、そういう前例を作ってしまう。こういう意味だと私は解しています。

それは、今回の判決を良しとする人々がおられると思います。その方々でも今後を考えたら、とても安心できる判決ではないと思うのです。

違反行為は、主権者である市民に対する背任行為ですし、それを裁量権の範囲と断定した戸市と起し太鼓会館の裁判判決は、数々裁判を見てきた私にとっては本当に率直に、

やはりおかしいと思います。それは、この二つの裁判は、違法かどうかを判断する前提に、明らかな事実誤認があるからなのです。

市民の会が岐阜地裁に住民訴訟を起こした起し太鼓会館裁判の判決も、岐阜地裁高山支部では可否を判断する肝心なところに全く触れておらず、被告側によってすり替えられていることを原告が事実をもって証明しても、裁判官が確認することもなく、現地調査に裁判官自ら出向くこともなく、最後には、市長交代により、計画が白紙撤回されたことが紛争をうんだ要因であり、よって原告の飛騨市長が、これは井上市長ですけれども、被告に対して損害を請求する理由はないから退けます、これが岐阜地裁高山支部の棄却判決です。

私は、先ほど言いましたけれども、代理人がもっといろいろなことを裁判所に要請する、あるいはもっと請求できる。こういうことがたくさんあったのではないかと思います。計画が白紙撤回されたとは、とんでもない事実誤認です。計画などどこにもなかったからです。

市民の会が住民訴訟を起こしたのは、監査請求をしまして、監査委員会が関係者を調査したその生々しい証言記録から、明らかに市民に対する背任行為や違法行為があり、そのため市民が不利益を被っていると確信したからなのです。市長交代とは全く関係のない問題です。ですから市民の会は、監査請求した当時の飛騨市代表、井上久則市長を被告として提訴したわけです。前市長を提訴したわけではありません。

監査記録では、当時の担当職員たちの証言で計画は何も立っていないことが立証されています。ですけれども、こういう証拠は高山支部ではまったく採用されておりません。よって、この裁判は、やり直し裁判として控訴すべきだと私は考えます。

そして、市の顧問弁護士は明らかに弁護士の倫理規定、今は弁護士職務基本規定と名前を改めておりますけれども、それに違反しています。顧問弁護士は、裁判の相手方の顧問弁護士として指南してきた弁護士ですから、双方の裁判の代理人は辞退すべきなのです。起し太鼓裁判の関係者の証言で、この弁護士が被告と職務を超えて懇意にしていたことも明らかになっています。

また、弁護士というのは依頼者だけではなく、市民から少しでも不信を買うようなことがあれば、代理人は務めるべきではない、こういうルールがあることを他の複数の弁護士からも聞きました。それを放置して、温情で起用していた飛騨市の責任も大変重いと私は考えています。問題ありの代理人によって、市の問題にしっかりと指南できず、訴訟行為にまで踏み込む事態になったのであります。その弁護士を解任することなく、代理人として裁判に起用した結果、敗訴したと言っても私は過言ではないと思います。市当局は、このことが飛騨市民にとって大きな不利益をもたらしているという認識にしっかりと立ち、責任を取るべきです。

起し太鼓会館の土地購入にかかる訴訟は棄却でありますけれども、市民の会とその多くの支援者にとってみれば、到底その判決は納得できるものではありません。

市は、今の顧問弁護士を解任し、行政紛争に長けた弁護士をぜひ起用して、起し太鼓会館の裁判こそ控訴すべきだと考えます。市長に伺います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、顧問弁護士の件につきまして答弁をさせていただきます。

まず、前市長時代に市の顧問弁護士であった者が、前市長を訴えた今回のこの訴訟、戸市の山林と起し太鼓でございますが、において市の代理人弁護士となることは弁護士職務基本規定に違反をしているのではないかとということでございます。

議論の前提として、顧問弁護士との法律顧問契約の中に「法律事務の範囲を超えて法律上の事務処理を委任するときは、別に報酬及び費用を支払う」旨の記載がございます。必ずしも、顧問弁護士を裁判の際の代理人弁護士に委任しなければならないものではないかと。また、顧問弁護士から飛騨市という団体の顧問弁護士を受けているのであり、市長個人の顧問弁護士ではない、今般の訴訟においても前市長という個人が相手であったのであり、利益相反には当たらないと考えているとの回答を受けております。一般に今回のような場合について、さまざまな見解がありまして、明確に利益相反に当たるとはされていないと理解をしております。今回は顧問弁護士を信じて、代理人弁護士に選任したのは私でございますので、その結果は重く受け止めております。

次に、市は顧問弁護士を解任し、起し太鼓会館の土地購入に係る訴訟こそ控訴すべきであるという質問でございますが、まず、顧問弁護士との契約内容について説明をさせていただきます。

平成16年4月1日付で、飛騨市と弁護士との間で法律顧問契約を締結しております。契約の内容は、法律事務を委託するもので、具体的には法律相談、契約締結等に関する助言、立ち会い、契約書またはこれに類する書類の作成となっております。また、この契約期間は、平成16年4月1日から向こう1年間とし、双方から別段の申し出がない時は更新される契約内容になっておりまして、そのまま今日に至っているところでございます。

法律顧問契約を更新するかどうかはその都度検討しておりますが、来年度につきましてはまだ決めていないのが現状でございます。

最後に、起し太鼓会館問題の訴訟につきましては、現在判決内容の検討を行っている最中とございまして回答を控えさせていただきます。

〔市長 井上久則 着席〕

○17番（籠山恵美子）

それでは、この裁判に中心になって多分携わってきたのでしょうか。副市長にひとつお聞きしたいと思いますけれども、この顧問弁護士はこれらの、特にこの二つの裁判につ

いて、弁護士としてどのような裁判の実務をやっておられましたか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

ご質問の裁判の実務というのはどういうことを指すのか理解をできませんが、裁判におきましては、ただ今議員がご指摘のとおり電話裁判が主たる裁判でございました。それで、電話でございまして、やり取りの中身が分からないということが最初ございまして、私の方ではどのような形の中で裁判が行われているのか知らせてほしいということを出し出をいたしましたら、電話裁判におきましては向こうの話される方が音声として通ずるような電話機に替えていただきまして、裁判のやり取りにつきまして担当職員が同席をし、裁判結果を聞かせていただいたということでございます。

また、参考人招致がございまして、これは裁判所で行われたようでございますが、これにつきましては顧問弁護士が具体的な質問をさせていただいたということでございます。

○17番（籠山恵美子）

要するに、この顧問弁護士が裁判上のいろんな実務、準備書面を書いたり、書くにあたってのいろんな打ち合わせをする時に、一生懸命やればやるほど守秘義務に抵触してくるのです。

私は、岐阜弁護士会に問い合わせました。伊藤会長が電話に出られました。2日時間をくれと言って、3日目に電話が入りました。各弁護士先生の意見を聞いた、そのことをお答えしますということでしたが、先ほど市長が言ったように、ただ顧問だということだけでは利益相反行為にはならない。これはそのとおりです。ただし、その訴訟事業の内容にどう関与していたか、それで変わってくるということです。

訴える方と、訴えられる方、双方の顧問弁護士として活動していた弁護士が片方だけの弁護をする場合に、その訴える方の守秘義務にどうやってそれを守れますか。守秘義務を守ろうとすればするほど、裁判は思うようにはかなくなります。そういうものだと思います。しっかり相手のことを調査して、こちらが有利になるようないろいろな証拠を取らなければなりませんからそうなるのですよ。ですから、この守秘義務に抵触する恐れがあるから、こういうことは辞退すべきだというのが岐阜県の弁護士会の見解でした。

つまり、回避した方が良いということです。たとえ、この職務基本規定に違反するしないにしても、こういう事態になるから辞退すべきである、回避すべきである、こういう見解でしたよ。いかがですか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

先ほど市長の答弁でもさせていただきましたように、こうした見解についてはいろいろな見解があるというふうに承知をいたしております。ただ今議員がご指摘になられましたように、明確に利益相反には当たらない、考え方としてはグレーのゾーンにあるということで理解をいたしております。

今回、顧問弁護士を代理人の弁護士として選任いたしましたことにつきましては、これは私の感想でございますが、実際戸市の山林につきまして当時の飛騨市が顧問弁護士に相談をしたことは1件でございます。これは何かといいますと、共有林名義の山林を購入することについての可否について相談をしております。それ以外の、この山林を買うかどうかについて顧問弁護士の見解を聞いたことという記録は残っていません。したがって、ただ今籠山議員がおっしゃいましたように、実際知っていることを守秘義務で話せないから弁護士活動ができないということではないと判断をしたのではないかと考えております。ましてや、起し太鼓会館に関しましては実際、このことについて弁護士と相談した記録が残っていません。したがって、間接的に聞いていることはあるかもしれませんが、この山林購入について顧問弁護士の意見が入っていないということとを斟酌しまして、市の代理人弁護士に選任をしたというふうに私は思っております。以上です。

○17番（籠山恵美子）

先ほど私も申しましたように、顧問弁護士の行動というのは、この起し太鼓会館の裁判をやっている中で関係者からも話がありまして、例えば祝宴のような所に前の市長と同行する。その後の二次会にも同行する。あるいは、関係者の所にまったく個別に訪問したりしている。こういうこと自体が、やはり市民から不信感を得られてしまうのです。

それと、守秘義務についても、これは守秘義務に当たることを弁護士は前の市長に關することを言っているのか、そうでないのか、判断のしようがないわけです。両方いる所で弁護士がやっているわけではありませんから。だから、守秘義務に抵触するかどうか、そういうことにも関わってくるけれども、それを判断しようがないから、そういうような仕事は受けるべきではない、回避すべきである、辞退すべきである、これが岐阜弁護士の見解です。こういうことを私が述べても、まだ何か顧問弁護士について、来年は分からないということでしたけれども、まだも毅然として市民に対して弁護士を任用したことについては責任を感じております、次回は委任しませんとか、そういうことをはっきり市民に対して説明できないですか。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

起し太鼓につきましては、先ほど言いましたように、今、判決内容を詳しく検討してどうするかということになるわけでございますが、それ以降のことにつきましては、い

まだ決定をしたわけではございませんので差し控えさせていただきますけれども、今ほど籠山議員から出たようなことにつきましては、代理人をお願いする時に本人とも確認をさせていただいておりますし、私の方でいろんなことを調べて決めたことでございます。

また、ほかにいろんな裁判があったわけでございますけれども、もし本人が関わった問題につきましては、弁護士をほかの方に紹介をいただいたりしてやってきたことも事実でございますので、全てが今の顧問弁護士をお願いをしたわけでもございませんし、弁護士の方から、これは私は受けられないから誰々を頼むぞというようなことも、顧問弁護士の方から話を受けてやった事例もあるわけでございますので、この辺は私の方で決めさせていただいて、そういったことも確認をして決めさせていただいたことでございますけれども、結果から言いますと先ほど言いましたように、私が任命をしたことでございますので重く受け止めているということでございます。よろしく願いいたします。

○17番（籠山恵美子）

岐阜県の弁護士会としては、苦情処理申立もあります。それから懲戒請求という制度もあります。場合によっては、それをぜひ利用して下さいということでしたので、市のこれからの対応をしっかりと市民の会としても見届けたいと思います。以上で質問を終わります。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◆休憩

◎議長（天木幸男）

暫時休憩をいたします。

（ 休憩 午後2時53分 再開 午後2時53分 ）

◆再開

◎議長（天木幸男）

休憩を解き、会議を再開いたします。15番、山下博文君。

〔15番 山下博文 登壇〕

○15番（山下博文）

それでは、早速質問に入ります。1点目は飛騨市民病院の経営方針について、いくつかお尋ねしたいと思います。

高齢化が一段と進む中、地域医療の充実、地域医療をどう守るかがますます求められております。飛騨市の高齢化率が34%、神岡町は40%近い実態となっており、先般の岐阜県の高齢化率の発表では、飛騨市は岐阜県下では上から4番目に位置づけられて

おりました。こういう状況下で地域医療をどう守るか、どう充実させるか、市民が特に高齢者が安全安心に生活するために、心のよりどころである市民病院の役割は極めて重要であります。

病院長は「当院は、飛騨市のみならず高山市の上宝地区を含めた広い地域の医療を担う使命がある。外来部門では、幅広い患者に対応できるような各診療科の体制を維持する。救急患者についても原則救急車は断らない方針で対応する。一般病棟では各種の急病の方、手術の必要な方などの治療を継続し、療養病棟では慢性期の方に安らかに療養できるようなケアの実践に取り組んでいる。訪問看護ステーションによる在宅療養支援をしっかりと行い、介護福祉の周辺施設とのスムーズな連携を継続する。また、今年度から地域医療の教育研修施設として、富山大学や岐阜大学の医学生や研修医を受け入れている。若い医師を育て上げることに一人一人のお力添えをお願いしたい。私どもは、思いやりの心、信頼される医療、地域に愛される病院の理念に基づき、皆様のお一人お一人に対して身体的な病気のみを診るのではなく、生活背景を踏まえた全人的な医療を目指す。今年も市民の皆様には、職員一丸となって身近で安心・安全の医療の実践に努力する」このように述べられております。病院長のご努力に敬意を表するものであります。

2012年度は、県や富山大学附属病院のご理解で3名の常勤医師を派遣していただき感謝しておりますが、新年度はその期待も厳しいと聞いております。市民病院としての地域医療充実のために、新年度は何に取り組むのか、次の4点について伺います。

一つは、2013年度の診療体制について。二つ目は、神通川プロジェクトの進捗状況についてであります。富山大学との連携による地域医療研修事業について、現在どのようなことが取り組まれているのか。三つ目に、これは新年度予算にあるわけですが、医師招聘の取組についてということで、医師招聘のための専門コンサルを活用するとあります。このコンサルの実績について伺います。四つ目は、託児所の設置について。市民病院とたんぽぽ宛は地下通路でつながっております。若い看護師、介護師のための託児所設置の考えはないか。以上であります。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔病院管理室長 川上清秋 登壇〕

□病院管理室長（川上清秋）

それでは、飛騨市民病院の経営方針について4点の質問をいただきましたので、それぞれお答えさせていただきます。まず、2013年度の診療体制についてでございます。

常勤医師確保につきましては、県や富山大学附属病院等に対し、派遣要望を行ってきております。

平成25年度の常勤医師は、今時点で確定しておりますのは、院長、内科医長、県派遣医師の3名でございます。現在は、富山大学附属病院第2外科から常勤医師1名を派遣いただいておりますが、来年度の派遣についてはまだ確定していません。引続き常勤

医師を派遣いただくよう強く要望している次第です。

岐阜県からの派遣につきましては、2名の派遣は24年度に限るとの条件が付いておりました。何とか引続き2名を派遣いただくよう強く要望してまいりましたが、県は、へき地診療所への医師派遣が目的であり、病院への派遣は例外で、2名派遣は特例中の特例とのことでありました。県からは、派遣できる医師数が少ない中で、特に飛騨北部地域の救急医療をしっかりと守ってほしいとのことで、平成25年度につきましては1名を派遣していただくこととなっております。引続き常勤医師の確保につきましては、鋭意努力してまいります。

また、河合、宮川、杉原診療所につきましては、根尾両医師に、老健たかはらおよび袖川・山之村診療所につきましては、小田切医師に勤務していただきます。なお、外来診療につきましては、富山大学附属病院、高山赤十字病院などの協力を得、非常勤医師にて今年度の体制を維持し、診療を行ってまいります。

非常勤医師でございますが、現在、富山大学附属病院から循環器、呼吸器等の専門医はじめ、それぞれの診療科から21名、高山赤十字病院からは病院長、小児科医の2名、富山市の西能病院からは整形外科医3名を各週交替で、須田病院から精神科医1名の派遣をいただいております。また、河合、宮川診療所におきましては、医師の研修日に久美愛厚生病院から1名の医師を派遣いただき診療を行っております。

2番目の神通川プロジェクトの進捗状況についてでございます。神通川プロジェクトは、富山大学医学部医学科5年生、6年生の学生を対象とした地域医療実習です。富山大学附属病院では地域医療実習ができないことから、平成23年度に富山大学医学部地域医療支援学講座教授から、将来に向けた医師確保対策として、当院を実習病院として協力していただけないかとの打診がありました。常勤の先生方は「学生指導の負担が増えるかもしれないが、この病院はしっかりと守っていかなければならない」との思いで受入れていただき、始まったものです。

富山大学附属病院の総合診療部と救急部に係わる学生が、当院にて地域医療実習をしています。総合診療部の学生は、火曜日から木曜日の3日間、救急部の学生は月曜日から金曜日までの5日間の実習で、外来診療、訪問看護実習、老健たかはらでの介護実習等を行うものでございます。

平成24年4月から実習が始まり、現在までに44名の学生が実習を修了しています。また、当院で実習した学生を対象とした合宿セミナーが流葉で行われておりますし、富山大学では、このプロジェクトに関わる多くの発表が行われております。この実習を始めたことで、学生指導医として非常勤医師の派遣を受けたことや、学生指導医が休日の日当直に入っていただくなど、常勤医師の負担軽減に対する配慮がなされるなどの成果がありました。

また、25年度には、地域医療支援学講座のご支援により、富山大学附属病院の2年目の初期研修医師3名が当院で1カ月の研修を行う計画があり、外来診療の負担軽減に

つながる見込みです。さらには、このプロジェクトと併せて、岐阜大学医学部の3年生4名が当院で1カ月の地域医療実習を行うなど、富山大学附属病院のみならず、岐阜大学病院との連携も含めて、将来の医師確保に向けての取り組みとして、しっかり機能したプロジェクトと確信しております。

この事業に掛かる経費でございますが、岐阜県からの補助を受けて実施しており、ハードについては50%補助、ソフトについては100%補助となっており、平成24年度は870万円余りの県補助金の交付決定を受けております。

次に、医師招聘の取り組みについてでございます。飛騨市民病院の常勤医師の確保に対しましては、日頃から議員の皆様方にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

現在も、医師の招聘については複数の民間の医師紹介会社を活用し、各会社のホームページや登録医師に対して、求人情報を提供しています。転職を希望する医師は、紹介会社に登録する際、勤務希望地や勤務条件を提示します。紹介会社は、医師の希望に合った病院をマッチングするため、飛騨市民病院が登録医師に紹介されることはほとんどありませんでした。勤務希望地がマッチングの障害となっており、首都圏を勤務地に希望する医師が圧倒的に多く、次は出身都道府県となるようです。岐阜県を勤務希望地とする医師がいても岐阜地区の希望が多数を占め、飛騨地区を希望する医師がいないのが現状です。また、登録医師の情報を閲覧することができない仕組みになっており、登録医師が希望しない限り飛騨市民病院の資料を送ることはできません。

医師紹介会社のサイトの利用では、当院の就職を直接医師に働きかけることができないため、リクルート業務を代行してくれるコンサル的な会社の利用を検討しております。現在、いくつかの紹介会社の資料を収集しておりますが、その中の転職紹介会社の資料では、具体的な病院名までは示されていませんが、2010年度で年間65件の医師の転職を成功させているそうです。このような会社の実績等について、詳細な情報を収集し、委託する会社を決定したいと考えております。

最後に、託児所の設置についてでございます。託児所の設置につきましては、女性医師や若い看護師の確保が順調に進み、必要と判断される時期が来れば検討していかねばならないと考えておりますが、現在、幼少期を過ぎた子供を持つ看護師がほとんどであり、必要に迫られている状況ではありません。神岡町内では、3才未満児の保育を双葉保育園で実施しており、3才未満児保育の利用が定員に満たない時期もあるそうです。私立や市立保育園の機能が充実してきており、育児環境は整備されていると思いますので、私立や公立の保育園の利用状況も含め考えないといけないと思います。たんぼぼ苑との話し合いは行っておりませんが、たんぼぼ苑の看護師、介護士も当院の看護師、介護士と同じ状況と思っております。

医学部へ入学する医学生の半数が女性である現状を考えると、育児環境を整えることが、勤務先の病院を選択する重要な要件になると考えております。引き続き、医師招聘に

対するご支援をよろしく申し上げます。以上で、答弁を終わらせていただきます。

〔病院管理室長 川上清秋 着席〕

○15番（山下博文）

先般、古田知事と会うことがありまして、当然、知事に会ったわけですから医師の問題もお話をさせていただきました。今のお話ですと常勤医師は3名ということで、なかなか常勤医師の確保が難しい。非常勤の医師には、それ相応の数をやっていただくということになっておりますが。

この知事の話の中で、医師確保の話をした時に知事が言われたことは、これから地域枠のお医者さんの数が増えていくというような意味のことを言われました。短時間ですから細かいことは聞くことができなかったのですが、この地域医療の再生事業のことだと思っておりますが、地域医療再生事業は現在、県の中でどのようなことを取り組まれているかお聞きします。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□病院管理室長（川上清秋）

それでは、お答えさせていただきます。地域枠につきましては、岐阜県へき地保健医療計画に盛り込まれた医療人材の確保として、平成20年度に奨学資金制度が創設されました。その中で、岐阜県では岐阜大学医学部に地域枠というものを設けまして、その地域枠の学生に貸し付ける奨学金でございます。平成20年度には地域枠10名、平成21年度には15名、平成22年度には25名の地域枠を設けております。それ以降は、毎年25名の地域枠の入学をさせております。

平成20年度から地域枠の学生が入学しまして、奨学金をもらった学生については、岐阜県が指定する病院で9年間勤めれば奨学金の返済はない、免除するというものでございます。

知事が言われたという、地域枠の学生が出てくるというのは平成20年度に10名で、今年で5年目、平成25年度に入学する地域枠の学生で1年から6年までそろうというものでございます。平成26年度に地域枠の学生10名が卒業して、医師免許が取れたらの話ですけれども、10名が卒業し、初期研修を2年間終了して、岐阜県内の医療機関に配属されるのが平成28年度からとなっております。初期研修の研修病院として、こちらの方では高山赤十字病院、久美愛厚生病院が指定されておまして、高山赤十字病院へ研修に来ております初期研修2年目の医師が、25年度に飛騨市民病院で3週間の地域医療研修をするように計画をされております。地域枠の話とは少しずれましたが、そういうことでよろしく申し上げます。

○15番（山下博文）

実際、医師として出てみえるのが7、8年後ということですから、もう少し時間が必要なのかなと思います。

二つ目にコンサル事業です。医師招聘の事業で1,000万円以上の予算を組んであります。今の説明でなかなか理解ができなかったのですが、要は医師と直接交渉はできない。コンサルもなかなか名前を公表しないなどということだったと思うのです。リクルートを通してということで、実績の数は先ほど言われましたけれども、もう少し具体的に、例えばコンサルに予算そのままを執行するというのは別の話ですけれども、相当の額は予算化しているわけですから、実際どのように医師招聘に、リクルートを通したコンサルに取り組んでいくのか、もう少しお願いします。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□病院管理室長（川上清秋）

このコンサルの件でございますが、一般の紹介会社については1人の医師に対して、いくつかの病院に「こういう先生がいますが」ということで話をしていくそうです。

今回、資料を集めた中の業者は、飛騨市民病院に対して1人の医師をマッチングさせながら、一番この人が合っているというような医師を見付け、交渉を進めていくというものらしいです。すみません。そこまでまだ、しっかり確認をしておりませんし、こういう資料の中のことでありますのでよろしくお聞きしたいと思います。

○15番（山下博文）

また、予算説明の時でも詳しくお聞きしたいと思います。

託児所のことですが、今そういう年齢の方がみえないということもあるのですが、私は前にもこういうことを申し上げましたけれども、これからのお医者さんの数は圧倒的に女性が増えてくる。女医さんが多くなっていくという状況だと私は認識しておりますし、静岡病院の総合病院長の講演を聞いた時も、世界を見ても女医さんの数が増えてきている。例えばロシアでは80%くらい、イタリアの辺りでは6割とか、ヨーロッパの辺りもそれに近い数字だということをお聞きしました。これが日本でもそうなるのか。即そうなるかは分かりませんが、現在の状況でも自治医大でもそういう状況だというふうには聞いております。そういう意味で近い将来に託児所というものを、答弁では時期が来たら検討をするということですから、それで結構ですが、そういう認識も持っていただきたいと思っております。それでは、2点目について質問をいたします。

山之村地区に未満児保育、一時保育の開設を願うというものであります。飛騨市の最大の課題が、人口減少の歯止めであります。人口減少対策移住交流推進事業として「あんな飛騨市らいふプロジェクト」を推進中であります。飛騨市の温かい人情や豊かな自然などをPRして飛騨市のファンを増やすことから始め、市外の人に飛騨市に移り住んでもらうプロジェクトであり、その一つが「米10俵プロジェクト」であります。内容は、転入して3年以内に生活の本拠とする住宅を建てられた方に米を10年間支援するという事業であります。また、都市部でPRイベントを行い、地元の文化や暮らしを紹介したり、市内の移住交流施設で飛騨市の暮らしを体験してもらったりして、移住や

定住を図ることを目的とする事業であります。

ここで、山之村地域の実態について話をします。山之村の人情味あふれる生活環境や、豊かな自然を気に入られて移住された方がみえます。この方が1歳半の子供を抱え、育児に大変困っておられる。何を困っておられるかについては、担当部署は把握しておりますが、未満児保育がないものですから、働きに出られないということでもあり、預けると移住生活を強いられるというような実態であります。

この方以外にも山之村地区では、1歳～3歳のお子さんを抱えている人が7人おみえになる。地域で働くために、みなさんが未満時保育の開設を熱望されております。また、出産を控えている方もみえ、せっかく飛騨市へ移住されても、あんな生活ができないのでは、今のプロジェクトの看板が泣くというものであります。市民は、どこに住んでも同じ保育を受ける権利があるはずで、是非とも山之村市民の要望に応え、山之村地区に未満時保育を開設されたい。これについて伺います。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、山之村地区に一時保育の開設をについてお答えいたします。はじめに、山之村保育園の経緯について少し説明をさせていただきます。

山之村保育園につきましては、昭和48年4月下本地区住民の要望により、公民館活動としまして下之本小中学校の一部を借り受けて、下之本季節保育所として発足、積雪期の12月から2月を除いての9カ月間、住民自らの力で無認可の季節保育が行なわれました。

昭和56年4月国より、定員30名での「へき地保育所」として指定を受け、名称を「神岡町立山之村保育園」として、園児12名で通年保育により開園いたしました。

昭和59年4月「山之村地区他目的集会所」が完成し、集会所の中に保育室を設置し保育が始まりました。

平成23年度より、防犯対策等の安全上および施設の効率化等の観点から、教育委員会また山之村小中学校のご理解をいただき、保育園を山之村小中学校内に移転いたしました。保育室は一階の一番陽当たりのよい教室を一部屋提供していただき、現在園児5名がのびのびと保育を受けているところでございます。現在の保育園では、3歳以上児の通常保育と、2歳児からの一時保育事業を行っており、未満児保育は開設できていない状況であります。

さて、議員ご質問の山之村地区での未満児保育開設の件でございますが、現施設での即時受け入れについては、困難な状況にあります。その理由といたしまして一つ目に、保育室は一部屋しかなく、3歳以上児と未満児を同室で保育するという事は、園児の安全上の観点からも適切ではないこと。二つ目に、学校施設内の他の場所を提供してい

ただくことは、現状ではなかなか難しいということ。三つ目に、保育園の給食については、現在学校調理室において一括調理していただいておりますが、未満児給食への対応が課題となってくる。四つ目に、トイレ、沐浴施設等の設備面での配慮も必要となってくる。など、さまざまな課題を解決しなければなりません。

現在、園児は5名でございますが、来年度は年中児3名になる予定です。2歳児になっていれば預かることができる、今もやっております一時保育事業は今後も継続をしながら、まずは2歳児限定ではございますが、未満児保育から実施できないかにつきまして実現に向けて検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○15番（山下博文）

未満児保育を開設するには場所がない。今、学校の中でやるにはスペースがないということです。今まではコミュニティーセンターでやっていたのですが、ここはもう全て撤去しておりますし、一番望まれるのは現在の保育所と隣接した所に未満児保育ができればというふうに思います。

市長に質問いたしますけれども、今、標高1,000mの山の上でご家族が困っておられるのです。働きたくても、働きに出られない。子供を抱えているわけですから。できるところからやっていく、順序を進めていくというような問題ではないのです。毎日の生活がかかっているのです、この方々は。ですから私は何としても、市長の決断だと思うのです。市長として、せっかく来てくれた方々も含めて、そしてほかに7名ほど小さい子供を抱えて働きたいけれども、預ける所がない。市街地にいれば簡単な話なのです。ところが、あそこにいるから、1,000mの所に住んでいるから、そういう施設がないから、その人達は困っているのです。生活がかかっているのです、市長。ここは、市長の決断で何としてでも、私は今日、明日にやれということではないと思うのですが、今クリアしなければならぬ事がいくつかあるという、部長の答弁がありましたから。それはやるんだと、開設するんだと、そういう気持ちを持って私は望んでもらいたいと思いますが、市長にお聞きします。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

現状は山下議員がおっしゃったとおりということで、担当部も把握をしているところでございます。しかしながら、いろんな条件をクリアしなければならないということで、部長が答弁をしたとおりでございます。ここは市長の判断でやれるか、やれないかということをおっしゃいますけれども、やはり、こういったクリアしなければならないことをしっかりクリアできるかどうかということ、やはり現場等々見させていただいて考えていかなければならないと思っておりますので、今後の課題としてできないかどうかではなく、できる方向で検討をするという部長の答弁でございますので、早速、そうい

った方向で検討はさせていただきますけれども、難しい問題も多々あるということだけ
はご理解いただきたいと思います。

○15番（山下博文）

市長、そういうご答弁でありますので期待をしますが、難しかったから今までできな
かったということもあるのです。今まで放っていたわけではなく、取り組まれていたわ
けですから、そのことは私も重々分かっております。ぜひ、市長の思いでやっていただ
きたいと思います。

最後に3点目ですが、飛騨市の農業振興についてです。

農業振興について、第二次総合計画に基づいて、新規就農者応援事業、担い手応援事
業、畜産関係の支援事業など諸施策を推進しております。そして新年度は、新たに11
の支援事業が加えられております。

農地、農業は、安全安心な農産物を提供するばかりではなく、体力増進や健康的な環
境、そして人々に癒しや憩いの場を与えるものであり、決して農地を荒廃させてはなら
ないと思います。飛騨市の農業振興には、農業の後継者づくりが第一であると思ってお
ります。

そこで、質問を4点いたします。一つは、農業支援センターの具体的な推進事業につ
いて、農業者とともに飛騨市の農業振興を図る目的で支援センターが設立されますが、
具体的な進め方についてということで、今議会で既に3回目の質問になるのですがひと
つお願いいたします。二つ目は、野生動物侵入防止と鳥獣被害対策は万全かということ
です。被害は相当深刻な状況であると思います。里山の整備は効果が実証されておしま
すが、時間がかかるのではないか。電気柵やネットの侵入防止策の効果と、鳥獣の捕獲
実績等について伺います。三つ目に、飛騨地域の新射撃場建設について。この話が出て
大分時間がたっている状況ですが、現在の建設計画、進捗について伺います。四つ目に、
支援事業でどれだけ効果があったのか。専業農家の後継者づくり、多様な担い手の実績
について、事業の結果が求められるわけですから、これらのことについて答弁を求めま
す。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

〔農林部長 石腰豊 登壇〕

□農林部長（石腰豊）

それでは、山下議員の飛騨市の農業振興につきまして4点ご質問をいただきましたの
で、回答させていただきます。まず1点目の、農業支援センターの具体的な事業推進に
ついてでございます。

新年度より農林部内に予定しております農業支援センターにつきましては、営農の現
場に重点を置きます。

個々の農業者、新規就農者、後継者、定年帰農者、企業の農業参入や集落営農組織に

対する農業経営の支援として、就農計画の作成および農地取得に対する支援、補助制度・資金制度の情報提供、営農技術・経営の指導やアドバイス、地域農業をけん引する先進的な取り組みおよび農地集積など、農業をトータルで支援することを考えております。

現在の農務係につきましては、国、県との事業調整業務や各種計画の立案などの内部事業および改良組合、中山間地域等直接支払い事業などの指導調整業務を所管する予定としております。

2点目の野生動物侵入防止と鳥獣被害対策は万全かについてでございます。鳥獣による農作物被害が増加いたしますと、営農意欲後退による耕作放棄地の拡大、市街地への進入による車両、人的事故等の発生が危惧されるところであります。

飛騨市では、イノシシが主な被害対象動物となっており、その侵入被害防止策として電気柵、ワイヤーメッシュ柵、これは鋼製恒久柵でございますが、そのようなものがございます。市では平成23年度、飛騨市野生動物進入防止施設補助金交付要綱の一部を改正し、個人へ2分の1以内、上限10万円の補助を、法人・団体に対して2分の1以内、上限200万円までの補助拡充を行いました。

平成23年度では、国の補助事業により集落を囲う対策としまして、古川町太江区が電気柵・鋼製恒久柵7.8kmを設置され、宮川町三川原区では鋼製恒久柵2.1kmを設置されました。また、市単独補助事業では、市内で102件の個人に対し578万円の施設補助金を交付いたしました。実施された地区、個人につきましては、いずれも好評であります。本年度につきましても、個人55件の申請を受け、電気柵48件、ネット6件、鋼製恒久柵1件、計205万円の補助を行っております。平成25年度につきましても、国の補助を受け集落を囲う対策として、神岡町伏方および古川町谷地内で合計10.5kmの恒久柵の設置を予定しております。

猟友会の協力を得まして行っております鳥獣の捕獲実績につきましては、合併当初の平成16年度には、クマが7頭、イノシシ26頭、サル2頭の捕獲でありましたが、年度を追うごとにイノシシの捕獲数は増加し、平成20年度はクマ8頭、イノシシ44頭、サル1頭、平成22年度にはクマ57頭、イノシシ190頭、サル18頭、本年12月末の実績ではクマ23頭、イノシシ104頭、サル11頭となっており、猟友会の皆様に大変ご苦勞をおかけしているのが実情でございます。

平成22年頃からは、神岡北部におきましてサルによる被害報告を受けております。新年度において、サル捕獲用の檻、罠でございますが、この購入を予定しております。

3点目、飛騨地域の新射撃場建設についてのご質問であります。現在の施設は昭和49年に開設され、運営は飛騨猟友会が行っています。当施設は38年を経過し老朽化が進み周辺は宅地化され、これに伴います騒音に対する苦情が寄せられており、射撃場自体の存続が非常に困難な状況にあります。鳥獣被害対策を総合的に進めるためにも、この射撃場問題は早期に解決を図らなければならない課題であります。

新射撃場建設につきましては、飛騨猟友会が主体となり、高山市清見町内に事業費約

1億3,000万円により、平成27年度の建設を目指し関係機関との調整を行っている状況であります。

関係の市村につきましては、建設に伴う補助を行う立場にあることから、猟友会の建設負担費を軽減するためにも、岐阜県知事に対しまして飛騨地域三市一村の飛騨首長連合、県議会議員で構成されております飛騨地域議員連盟とともに、飛騨地域での射撃場の必要性と早期整備についても要望を行ったところであります。

市といたしましても、県の関係機関、猟友会との連携を図り、有害鳥獣被害軽減のための対応を行っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4点目の、これまでに農業支援策でどれだけの効果があったのかについてでございます。

第二次総合計画の開始年度である平成22年度から平成24年度までの3カ年で、新規就農者および後継者の方は6名でございます。平成25年度の就農予定者は、4名を見込んでおります。

就農される方は、農業関係の学校を卒業された方、まったく新規で就農される方などさまざまですが、その多くは指導農業士の元で1年から2年の農業研修を行い就農されます。農地の取得のため研修期間中に利用権の設定など、就農しやすい土地、基盤整備された土地等でございますが、これを中心に確保ができますよう飛騨市農業委員会と調整を行っておりますが、今後はさらに体制を強化してまいりたいと考えております。

営農技術の向上、取得につきましては、農業アドバイザーおよび指導農業士を中心として市内4町、各品目ごとに指導ができる体制を整えております。

就農後の農業経営安定対策としては、国、県の補助事業を活用しながら資金の借入れ、営農器材購入補助などが受けられるよう指導を行っております。

就農についての問い合わせが年々増加の傾向にあり、新年度からは農業支援センターの所管の事務といたしまして専門的に実施する予定としておりますので、よろしく願いいたします。

〔農林部長 石腰豊 着席〕

○15番（山下博文）

鳥獣、野生動物の侵入、鳥獣被害がかなり深刻であるわけです。今、県の方も相当力を入れて鳥獣被害対策を取られているのですが、この県の事業とそれぞれ自治体、飛騨市はどのような関係になっていくのか。つながりについて説明をお願いします。

◎議長（天木幸男）

答弁を求めます。

□農林部長（石腰豊）

ただ今の鳥獣被害対策の件、また市の体制等のご質問でございます。

まず、岐阜県には岐阜県鳥獣被害対策本部というものがございます。この本部長は知事が総括されまして、その中に地域の振興局長、高山でも高山の振興局長が入っており

ます。その下部組織といたしまして、飛騨地域鳥獣被害対策本部というものがござい
ます。この本部につきましては振興局長が本部長となりまして、私ども各市村の関係部長
が部員として入っております。その下に、飛騨市鳥獣被害防止対策協議会というものが
ございまして、これは農林部長が長となりまして鳥獣被害対策の事務を預かっておりま
す。

それぞれが情報共有を持ちまして、被害の状況また対策について意見を交わします。
その中で、施策等また予算等で必要なものについては、それぞれの部署で対応をしてい
ただきながら各市村の方に最終的にお金が回ってきて、鳥獣被害対策の方で使っている
状況でございます。ちょっと、説明が下手で申し訳ございません。

○15番（山下博文）

私は農業の専門でもありませんし、ほとんどやったことのない人間であります。た
だ、荒廃地がだんだんと進んでいるということは認識をしております。

やはり農業を、これから飛騨市の二次総にも計画が組んでありますが、何といても
後継者を育てることだと思うのです。やる人がいなければ、荒廃するのは当たり前であ
りまして、是非とも後継者を育てる、育成ということにご尽力をいただきたいと思いま
す。以上で質問を終わります。

〔15番 山下博文 着席〕

◆休憩

◎議長（天木幸男）

以上で質疑ならびに一般質問を終結いたします。ここで、しばらくの間暫時休憩とい
たします。

（ 休憩 午後3時40分 再開 午後3時42分 ）

◆再開

◎議長（天木幸男）

それでは引き続き会議を開きます。ただ今議題となっております議案第6号、飛騨市
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第22号、財産の無
償譲渡について（飛騨市流葉ふれ愛センター）まで、および議案第23号、飛騨市駐車
場条例の一部を改正する条例についてから、議案第48号、指定管理者の指定について
（三之町まちづくりセンター）までの、以上合計43案件につきましては、お手元に配
付いたしました議案付託一覧表のとおり各常任委員会に付託いたします。

次に、議題となっております議案第49号、平成24年度飛騨市一般会計補正予算（補
正第5号）から議案第60号、平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算
（補正第3号）までの12案件、ならびに議案第61号、平成25年度飛騨市一般会計

予算についてから議案第75号、平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算についてまでの15案件、合わせて27案件につきましては議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託表のとおり予算特別委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(天木幸男)

ご異議なしと認めます。よって、これら27案件は議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

◆日程第73 議案第76号 新市まちづくり計画の変更について
から

日程第74 議案第77号 飛騨市新型インフルエンザ等対策本部条例

◎議長(天木幸男)

日程第73、追加議案であります議案第76号、新市まちづくり計画の変更について、および日程第74、議案第77号、飛騨市新型インフルエンザ等対策本部条例についての2議案につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。本案について説明を求めます。

[総務部長 小倉孝文 登壇]

□総務部長(小倉孝文)

追加議案を提出させていただきます。計画変更1件、新規の条例1、合計2議案の要旨について説明をさせていただきます。

議案第76号、新市まちづくり計画の変更につきましては、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正により、地方債を起こすことができる期間の特例が定められたことに伴い、岐阜県と計画の一部変更につきまして変更協議が平成25年2月26日に整いましたので、議会議決を求めるものでございます。

続きまして議案第77号、飛騨市新型インフルエンザ等対策本部条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法公布に伴い制定するものでございます。以上を追加議案として上程いたしますので、よろしく願いいたします。

[総務部長 小倉孝文 着席]

◎議長(天木幸男)

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(天木幸男)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。ただ今、議題となっております議案第76号および議案第77号につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表

のとおり総務常任委員会に付託いたします。

◆日程第75 議案第78号 平成24年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）

◎議長（天木幸男）

次に日程第75、議案第78号、平成24年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）を議題といたします。本案について説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

議案第78号、平成24年度飛騨市一般会計補正予算、追加でございますが説明をいたします。

今回の補正は本議会の開会直後に発生し、緊急に対応しなければならない議案です。歳入では、国の緊急経済対策とし予算化された事業のうち、当市に係する事業について今議会に上程しております補正第5号に計上しているところですが、国からその補正裏に補正予算債を充てることが可能であるとの見解が示されたことから、市債1億160万円の追加をお願いするものでございます。

歳出では、2月下旬の降雪により除雪費がかさみ除雪委託料が底をついたことから、今年度中の費用を確保するため7,000万円の追加をお願いするものであります。また、予備費においても除雪費に充当していることから予算残額がなくなる見込みであり、今後の不測の事態に備えるため3,160万円の追加をお願いするものでございます。

これにより補正後の一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ1億160万円を増額し、合計で194億1,635万8,000円となります。以上、よろしく審議の上ご議決いただきますようお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（天木幸男）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。本案は、先ほど設置いたしました議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（天木幸男）

ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、3月7日から10日までの4日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長 (天木幸男)

ご異議なしと認めます。よって、3月7日から3月10日までの4日間は、議案精読のため休会とすることに決しました。

◆散会

◎議長 (天木幸男)

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は3月11日、議会運営委員会終了後、午後4時からを予定いたします。本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後3時49分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛驒市議会議長

天 木 幸 男

飛驒市議会議員 (3番)

田 中 清 安

飛驒市議会議員 (4番)

洞 口 和 彦